

令和2年

市議会2月定例会議案
(その2)

掛川市

目 次

(その1)

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	令和2年度掛川市一般会計予算について	1
議案第 2 号	令和2年度掛川市国民健康保険特別会計予算について	1 1
議案第 3 号	令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について	1 5
議案第 4 号	令和2年度掛川市介護保険特別会計予算について	1 9
議案第 5 号	令和2年度掛川市公共用地取得特別会計予算について	2 3
議案第 6 号	令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について	2 7
議案第 7 号	令和2年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算について	3 1
議案第 8 号	令和2年度上西郷財産区特別会計予算について	3 5
議案第 9 号	令和2年度桜木財産区特別会計予算について	3 9
議案第 10 号	令和2年度東山財産区特別会計予算について	4 3
議案第 11 号	令和2年度佐東財産区特別会計予算について	4 7
議案第 12 号	令和2年度掛川市水道事業会計予算について	5 1
議案第 13 号	令和2年度掛川市簡易水道事業会計予算について	5 3
議案第 14 号	令和2年度掛川市公共下水道事業会計予算について	5 5
議案第 15 号	令和2年度掛川市農業集落排水事業会計予算について	5 7
議案第 16 号	令和2年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算について	5 9
議案第 17 号	市長等の給料の特例に関する条例の制定について	6 1
議案第 18 号	掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について	6 3

議案第 19 号	掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	65
議案第 20 号	掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	67
議案第 21 号	掛川市税条例の一部改正について	71
議案第 22 号	掛川市部設置条例の一部改正について	75
議案第 23 号	掛川市職員定数条例の一部改正について	77
議案第 24 号	掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について	79
議案第 25 号	掛川市印鑑条例の一部改正について	95
議案第 26 号	掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部改正について	97
議案第 27 号	掛川市国民健康保険税条例の一部改正について	103
議案第 28 号	掛川市手数料条例の一部改正について	111
議案第 29 号	掛川市営住宅管理条例の一部改正について	115
議案第 30 号	掛川市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について	119
議案第 31 号	掛川市立学校設置条例の一部改正について	121
議案第 32 号	掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について	123

(その2)

議案第 33 号	令和元年度掛川市一般会計補正予算（第5号）について	125
議案第 34 号	令和元年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	135
議案第 35 号	令和元年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について	139
議案第 36 号	令和元年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	143
議案第 37 号	令和元年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）について	147
議案第 38 号	令和元年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第1号）について	151

議案第 39 号	令和元年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）について	155
議案第 40 号	令和元年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	159
議案第 41 号	令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	163
議案第 42 号	令和元年度掛川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	169
議案第 43 号	袋井市と掛川市との間の湛水防除事業の事務委託に関する規約の制定について	173
議案第 44 号	第2次掛川市総合計画基本構想の改定について	177
議案第 45 号	新市建設計画の変更について	209
議案第 46 号	掛川市道路線の廃止について	257
議案第 47 号	掛川市道路線の認定について	259
議案第 48 号	掛川市道路線の変更について	265
議案第 49 号	市有地の処分について	267
議案第 50 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市二の丸美術館）	269
議案第 51 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ステンドグラス美術館）	271
議案第 52 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度掛川市一般会計補正予算（第4号））	273
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	287

令和元年度掛川市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度掛川市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ355,668千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,347,422千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		21,022,348	△43,943	20,978,405
	1 市民税	8,774,678	△245,105	8,529,573
	2 固定資産税	9,577,549	135,791	9,713,340
	3 軽自動車税	370,865	11,523	382,388
	4 市たばこ税	660,000	43,091	703,091
	6 都市計画税	1,610,956	10,757	1,621,713
2 地方譲与税		531,500	16,000	547,500
	1 地方揮発油譲与税	146,000	△5,000	141,000
	2 自動車重量譲与税	373,000	21,000	394,000
3 利子割交付金		26,000	△8,000	18,000
	1 利子割交付金	26,000	△8,000	18,000
4 配当割交付金		67,000	10,000	77,000
	1 配当割交付金	67,000	10,000	77,000
5 株式等譲渡所得割交付金		82,000	△30,000	52,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	82,000	△30,000	52,000
6 地方消費税交付金		2,207,000	△76,000	2,131,000
	1 地方消費税交付金	2,207,000	△76,000	2,131,000
7 ゴルフ場利用税交付金		66,000	2,000	68,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	66,000	2,000	68,000
8 自動車取得税交付金		100,000	4,000	104,000
	1 自動車取得税交付金	100,000	4,000	104,000
10 地方特例交付金		289,478	△5,062	284,416
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	149,237	△5,062	144,175

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		3,308,789	18,075	3,326,864
	1 地方交付税	3,308,789	18,075	3,326,864
13 分担金及び負担金		355,228	1,998	357,226
	1 分担金	33,591	1,245	34,836
	2 負担金	321,637	753	322,390
14 使用料及び手数料		636,348	△683	635,665
	1 使用料	427,412	△583	426,829
	2 手数料	208,936	△100	208,836
15 国庫支出金		6,287,104	157,467	6,444,571
	1 国庫負担金	3,177,246	41,296	3,218,542
	2 国庫補助金	3,036,131	127,401	3,163,532
	3 委託金	73,727	△11,230	62,497
16 県支出金		3,323,665	218,679	3,542,344
	1 県負担金	1,776,365	△5,569	1,770,796
	2 県補助金	1,293,521	234,572	1,528,093
	3 委託金	253,779	△10,324	243,455
17 財産収入		102,566	27,136	129,702
	1 財産運用収入	25,417	28,345	53,762
	2 財産売却収入	77,149	△1,209	75,940
18 寄附金		831,899	△169,612	662,287
	1 寄附金	831,899	△169,612	662,287
19 繰入金		1,568,615	△1,038,833	529,782
	1 基金繰入金	1,568,615	△1,038,833	529,782
21 諸収入		2,730,425	△41,890	2,688,535
	3 貸付金元利収入	1,400,850	△13,239	1,387,611
	4 雑入	1,302,492	△28,651	1,273,841

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
22 市債		4,672,400	603,000	5,275,400
	1 市債	4,672,400	603,000	5,275,400
歳入合計		49,703,090	△355,668	49,347,422

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		264,075	△5,974	258,101
	1 議会費	264,075	△5,974	258,101
2 総務費		5,420,513	19,295	5,439,808
	1 総務管理費	4,455,465	34,610	4,490,075
	2 賦課徴収費	570,510	△770	569,740
	3 戸籍住民基本台帳費	259,706	3,518	263,224
	4 選挙費	75,281	△14,017	61,264
	5 統計調査費	22,007	△4,046	17,961
3 民生費		15,500,556	△391,108	15,109,448
	1 社会福祉費	6,585,860	△86,716	6,499,144
	2 児童福祉費	8,272,141	△305,112	7,967,029
	4 災害援助費	15,673	720	16,393
4 衛生費		5,027,161	△70,235	4,956,926
	1 保健費	2,858,871	8,640	2,867,511
	2 衛生費	262,527	△7,146	255,381
	3 清掃費	1,905,763	△71,729	1,834,034
5 労働費		1,410,575	△13,239	1,397,336
	1 労働諸費	1,410,575	△13,239	1,397,336
6 農林水産業費		1,367,725	195,333	1,563,058
	1 農業費	429,504	57,259	486,763
	2 農地費	805,309	133,769	939,078
	3 林業費	132,881	4,305	137,186
7 商工費		1,758,818	△531,907	1,226,911
	1 商工費	1,758,818	△531,907	1,226,911
8 土木費		6,100,016	△171,681	5,928,335
	1 土木管理費	258,990	338	259,328

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 道路橋梁費	2,133,579	△32,737	2,100,842
	3 河川費	1,034,251	569	1,034,820
	4 都市計画費	2,267,935	△100,270	2,167,665
	5 住宅費	405,261	△39,581	365,680
9 消防費		1,500,961	△37,508	1,463,453
	1 消防費	1,500,961	△37,508	1,463,453
10 教育費		5,495,264	652,356	6,147,620
	1 教育総務費	290,753	698	291,451
	2 小学校費	873,503	704,197	1,577,700
	3 中学校費	448,003	△4,025	443,978
	4 幼稚園費	1,393,685	△6,171	1,387,514
	5 社会教育費	873,381	△19,711	853,670
	6 保健体育費	1,615,939	△22,632	1,593,307
12 公債費		5,391,316	△1,000	5,390,316
	1 公債費	5,391,316	△1,000	5,390,316
歳 出 合 計		49,703,090	△355,668	49,347,422

第2表 繰越明許費

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	シティプロモーション推進事業	660
2 総務費	1 総務管理費	二瀬川工区地籍調査事業	28,216
2 総務費	1 総務管理費	八坂1工区地籍調査事業	27,718
3 民生費	2 児童福祉費	放課後児童健全育成事業	24,340
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園施設整備事業	70,000
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成支援事業	9,854
6 農林水産業費	1 農業費	品質向上対策事業	102,000
6 農林水産業費	2 農地費	農業用溜池整備事業	111,450
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持事業	109,456
8 土木費	2 道路橋梁費	桜木中横断線改良事業	66,000
8 土木費	2 道路橋梁費	三井幹線改良事業	22,000
8 土木費	2 道路橋梁費	掛川駅梅橋線改良事業	83,761
8 土木費	2 道路橋梁費	舗装改良事業	10,115
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁耐震補強事業	131,890
8 土木費	2 道路橋梁費	事業関連道路改良事業	81,930
8 土木費	2 道路橋梁費	歩道改良事業	216,124
8 土木費	2 道路橋梁費	急傾斜地崩壊対策事業	13,200
8 土木費	3 河川費	市単河川整備事業	21,000
8 土木費	3 河川費	海岸防災林強化事業	68,000
8 土木費	4 都市計画費	下垂木地区まちづくり事業	86,984
10 教育費	2 小学校費	学校教育情報化推進事業	736,800
10 教育費	6 保健体育費	ビーチスポーツ公園整備事業	9,148
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	公共災害復旧事業	164,813

第3表 地方債補正

1. 変更の部 (上段:補正前 下段:補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生債 (△141,300減)	認定こども園整備事業 (△141,300減)	804,300	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		663,000			
農林水産債 (59,500増)	農業農村整備事業 (59,800増)	114,000			
		173,800			
	辺地対策事業 (林道開発改良事業) (△300減)	7,000			
		6,700			
土木債 (△126,200減)	辺地対策事業 (市道改良事業) (△6,600減)	83,000			
		76,400			
	橋梁整備事業 (△25,200減)	48,900			
		23,700			
	歴史・文化伝承のまちづくり事業 (△100減)	10,100			
		10,000			
	下垂木地区まちづくり事業 (△78,900減)	254,800			
		175,900			
市営住宅建設事業 (△15,400減)	38,700				
	23,300				
消防債 (△5,100減)	高規格救急自動車整備事業 (△5,100減)	36,600			
		31,500			
教育債 (△2,300減)	和田岡古墳群史跡整備事業 (△2,300減)	31,500			
		29,200			
合計 (△215,400減)		4,672,400			
		4,457,000			

2. 追加の部

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産債 (15,600)	農業農村整備事業 (減収補てん債分)	15,600	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
土木債 (34,400)	合併推進道路整備事業 (減収補てん債分)	13,000			
	橋梁整備事業 (減収補てん債分)	7,900			
	下垂木地区まちづくり事業 (減収補てん債分)	13,500			
消防債 (2,200)	高規格救急自動車整備事業 (減収補てん債分)	2,200			
教育債 (368,400)	校内通信ネットワーク整備事業	368,400			
減収補てん債 (397,800)	減収補てん債	397,800			
合計		818,400			

令和元年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,012,608千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険税		2,326,528	64,413	2,390,941
	1 国民健康保険税	2,326,528	64,413	2,390,941
3 国庫支出金		48	1,173	1,221
	1 国庫補助金	48	1,173	1,221
4 県支出金		8,294,754	△24,005	8,270,749
	1 県補助金	8,294,754	△24,005	8,270,749
5 財産収入		512	3,071	3,583
	1 財産運用収入	512	3,071	3,583
6 繰入金		1,125,994	△26,192	1,099,802
	1 一般会計繰入金	855,994	△26,192	829,802
8 諸収入		37,208	9,168	46,376
	3 雑入	7,794	9,168	16,962
歳 入 合 計		11,984,980	27,628	12,012,608

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		167,080	△3,875	163,205
	1 総務管理費	125,110	△3,614	121,496
	2 徴税費	37,252	△261	36,991
2 保険給付費		8,174,966	△9,976	8,164,990
	1 療養諸費	7,062,504	△6,240	7,056,264
	2 高額療養費	1,052,836	△3,736	1,049,100
4 共同事業拠出金		1	1	2
	1 共同事業拠出金	1	1	2
5 保健事業費		134,164	△795	133,369
	1 保健事業費	134,164	△795	133,369
6 基金積立金		120,945	27,474	148,419
	1 基金積立金	120,945	27,474	148,419
9 予備費		5,201	14,799	20,000
	1 予備費	5,201	14,799	20,000
歳 出 合 計		11,984,980	27,628	12,012,608

令和元年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,309千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,250,678千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 967,161	千円 6,182	千円 973,343
	1 後期高齢者医療保険料	967,161	6,182	973,343
3 繰入金		263,139	3,127	266,266
	1 一般会計繰入金	263,139	3,127	266,266
歳入合計		1,241,369	9,309	1,250,678

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		1,169,226	8,509	1,177,735
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,169,226	8,509	1,177,735
3 保健事業費		41,399	800	42,199
	1 保健事業費	41,399	800	42,199
歳 出 合 計		1,241,369	9,309	1,250,678

令和元年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ27,901千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,962,274千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 保険料		2,211,767	67,615	2,279,382
	1 介護保険料	2,211,767	67,615	2,279,382
2 分担金及び負担金		29,168	△2,407	26,761
	1 負担金	29,168	△2,407	26,761
4 国庫支出金		1,979,650	16,117	1,995,767
	1 国庫負担金	1,602,556	8,449	1,611,005
	2 国庫補助金	377,094	7,668	384,762
5 支払基金交付金		2,488,073	19,500	2,507,573
	1 支払基金交付金	2,488,073	19,500	2,507,573
6 県支出金		1,393,881	7,291	1,401,172
	1 県負担金	1,338,670	3,655	1,342,325
	2 県補助金	55,211	3,636	58,847
7 財産収入		526	5,354	5,880
	1 財産運用収入	526	5,354	5,880
8 繰入金		1,594,878	△143,339	1,451,539
	1 一般会計繰入金	1,479,080	△27,541	1,451,539
	2 基金繰入金	115,798	△115,798	0
10 諸収入		7,827	1,968	9,795
	1 延滞金加算金及び過料	10	277	287
	3 雑入	7,807	1,691	9,498
歳 入 合 計		9,990,175	△27,901	9,962,274

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		205,992	△5,624	200,368
	1 総務管理費	52,761	△2,041	50,720
	3 介護認定審査会費	140,311	△3,583	136,728
2 保険給付費		9,486,553	36,799	9,523,352
	1 保険給付費等諸費	9,056,880	39,300	9,096,180
	2 地域支援事業費	429,673	△2,501	427,172
3 基金積立金		138,775	△59,076	79,699
	1 基金積立金	138,775	△59,076	79,699
歳 出 合 計		9,990,175	△27,901	9,962,274

令和元年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）

令和元年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条 平成31年度掛川市公共用地取得特別会計予算に付する元号の表示は「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,521千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 1,441	千円 108	千円 1,549
	1 財産運用収入	762	108	870
2 繰入金		1,471	150	1,621
	1 基金繰入金	1,471	150	1,621
4 諸収入		30	42	72
	1 預金利子	30	42	72
歳 入 合 計		535,221	300	535,521

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共用地取得事業費		千円 535,221	千円 300	千円 535,521
	1 公共用地取得事業費	535,221	300	535,521
歳 出 合 計		535,221	300	535,521

令和元年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条 平成31年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算に付する元号の表示は「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		103,237	△2,800	100,437
	1 使用料	103,237	△2,800	100,437
2 繰越金		100	5,175	5,275
	1 繰越金	100	5,175	5,275
3 諸収入		3,320	451	3,771
	2 雑入	3,319	451	3,770
歳 入 合 計		106,657	2,826	109,483

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駅周辺施設管理費		千円 102,203	千円 2,975	千円 105,178
	1 駅周辺施設管理費	102,203	2,975	105,178
3 予備費		624	△149	475
	1 予備費	624	△149	475
歳 出 合 計		106,657	2,826	109,483

令和元年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ268,269千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375,424千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県支出金		千円 6,490	千円 △6,490	千円 0
	1 県補助金	6,490	△6,490	0
2 財産収入		209,800	△38,100	171,700
	1 財産売却収入	209,800	△38,100	171,700
3 繰入金		427,403	△223,679	203,724
	1 一般会計繰入金	427,403	△223,679	203,724
歳入合計		643,693	△268,269	375,424

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 工業用地整備事業費		千円 643,693	千円 △268,269	千円 375,424
	1 工業用地整備事業費	643,693	△268,269	375,424
歳 出 合 計		643,693	△268,269	375,424

令和元年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第2号）

令和元年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,037千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		千円 143	千円 1	千円 144
	1 財産運用収入	143	1	144
4 繰入金		15,538	18,097	33,635
	1 一般会計繰入金	7,601	500	8,101
	2 基金繰入金	7,937	17,597	25,534
歳入合計		27,939	18,098	46,037

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道費		千円 22,634	千円 18,098	千円 40,732
	1 簡易水道費	22,634	18,098	40,732
歳 出 合 計		27,939	18,098	46,037

令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ73,833千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,582,890千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井 三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		34,125	3,527	37,652
	1 分担金	4,022	3,743	7,765
	2 負担金	30,103	△216	29,887
4 繰入金		1,211,304	△11,673	1,199,631
	1 一般会計繰入金	1,211,304	△11,673	1,199,631
5 諸収入		27,693	△1,087	26,606
	3 雑入	27,691	△1,087	26,604
6 市債		583,200	△64,600	518,600
	1 市債	583,200	△64,600	518,600
歳 入 合 計		2,656,723	△73,833	2,582,890

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		千円 1,478,361	千円 △73,833	千円 1,404,528
	1 下水道建設事業費	861,811	△67,749	794,062
	2 下水道管理費	616,550	△6,084	610,466
2 公債費		1,178,262	0	1,178,262
	1 公債費	1,178,262	0	1,178,262
歳 出 合 計		2,656,723	△73,833	2,582,890

第2表 繰越明許費

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 公共下水道事業費	1 下水道建設事業費	マンホール浮上防止対策事業	20,470

第3表 地方債補正

1. 変更の部 (上段: 補正前 下段: 補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債 (64,600減)	公共下水道事業	574,400	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。
		509,800			
合計 (64,600減)		583,200			
		518,600			

令和元年度掛川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度掛川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,779千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,814千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 185,468	千円 △9,673	千円 175,795
	1 一般会計繰入金	185,468	△9,673	175,795
4 諸収入		585	△106	479
	3 雑入	583	△106	477
歳 入 合 計		255,593	△9,779	245,814

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 125,986	千円 △9,779	千円 116,207
	1 施設管理費	125,986	△9,779	116,207
歳 出 合 計		255,593	△9,779	245,814

議案第43号

袋井市と掛川市との間の湛水防除事業の事務委託に関する規約の制定について

袋井市と掛川市との間の湛水防除事業の事務委託に関する規約を次のとおり制定する。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

袋井市と掛川市との間の湛水防除事業の事務委託に関する規約

袋井市と掛川市との間の湛水防除事業の事務委託に関する規約を次のように定める。

(委託事務の範囲)

第1条 袋井市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を掛川市に委託する。

(1) 袋井市山崎の大須賀第1排水機場受益地内における105.0ヘクタールの湛水防除事業

(2) 前号に関連する事務

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、袋井市の負担とし、袋井市は、あらかじめこれを掛川市に納付するものとする。

2 前項の経費の額は、大須賀第1排水機場に係る経費について、大須賀第1排水機場及び大須賀第2排水機場の区域における受益地全体の385.0ヘクタールのうち、袋井市分の受益地105.0ヘクタールを面積割で算定した額とする。

3 前項に規定する経費の額及び納付の時期については、双方の市長が協議して定める。

(予算の計上)

第3条 委託事務の委託を受ける市（以下「受託市」という。）の長は、その委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、受託市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(歳計剰余金の処分)

第4条 受託市の長は、各年度においてその委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができるものとする。この場合においては、受託市の長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに事務を委託する市（以下「委託市」という。）の長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 受託市の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を委託市の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 双方の市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回定期的に連絡

会議を開くものとする。ただし、双方の市長が特に必要と認める場合は、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される受託市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の制定、改正又は廃止をした場合は、受託市の長は、直ちにこれを委託市の長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、委託市の長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、双方の市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

2 委託市の長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する受託市の条例等が、委託市に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

議案第44号

第2次掛川市総合計画基本構想の改定について

掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号）第13条第1項の規定により、第2次掛川市総合計画基本構想を別紙のとおり改定する。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第2次掛川市総合計画 基本構想 改定版

目次

第1部 総論

- 第1章 計画策定趣旨
- 第2章 計画の構成と役割
- 第3章 掛川市の現況と主要課題

第2部 基本構想

- 第1章 まちづくりの基本理念と将来像
- 第2章 将来人口
- 第3章 土地利用構想
- 第4章 戦略方針

掛川市

第 1 部 総論

第1章 計画策定趣旨

本市は、平成17年（2005年）4月に、旧掛川市と旧大東町、旧大須賀町との合併により誕生しました。第1次掛川市総合計画（平成19～28年度（2007～2016年度））では、「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」を将来像に掲げ、新市融合に向けた基盤づくりと市民目線の成果を重視した施策の推進により、ひとづくり、まちづくりを進めてきました。

合併後は、リーマンショックによる経済の落ち込み、東日本大震災の影響、グローバル化の加速、人口減少、少子化及び長寿化の進展など、社会経済情勢の急速な変化にともない市民ニーズはますます多様化してきました。

こうした社会状況を踏まえ、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するとともに、独自のまちづくり戦略を打ち出し、将来に向けて市民が豊かさと幸せを実感できるよう、本市のまちづくりの新たな指針となる「総合戦略書」として、平成28年（2016年）に「第2次掛川市総合計画」（計画期間：平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年））を策定しました。

平成から令和に変わり、新しい時代に向けて、Society5.0の到来やSDGsの取組、人生100年時代構想への対応等、近年の社会情勢の変化等に的確に対応するために、総合計画の改定を行うことにしました。

《 計画策定の視点 》

■掛川市自治基本条例に基づく計画づくり

平成 25 年（2013 年）4 月に施行した掛川市自治基本条例は、本市における市民自治によるまちづくりの最高規範であり、総合計画の策定を規定しています。自治基本条例に示された基本理念や本市の将来像などのまちづくりの方針を踏まえた計画とします。

■人口減少に対応した計画づくり

平成 21 年（2009 年）をピークに本市の人口は減少に転じており、今後も減少傾向と推測されていることを踏まえ、人口減少の抑制対策と適応対策を盛り込んだ計画とします。

■新時代到来を見据えた計画づくり

社会情勢の変化等に的確に対応し、SDGs や人生 100 年時代構想等の観点を計画内容に反映させ、20 年後を見据えた新時代に相応しい計画とします。

■市民が参画する計画づくり

市民が真に期待していること、必要としている内容を的確に計画へ反映させるため、市民参加の計画づくりに努めます。市民意識調査や公募市民を中心とした市民委員会での検討を行うなど、市民の意見を積み重ねた計画とします。

第2章 計画の構成と役割

1. 計画の構成

第2次掛川市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部より構成します。それぞれの役割と期間は、次のように定めます。

2. 基本構想の役割と期間

基本構想は、20～30年後を見据えたとき、本市が実現すべきまちづくりの姿「掛川市の将来像」やまちづくりの基本的な考え方「基本理念」を示すとともに、本市の将来像を実現するための柱となる「戦略方針」を定め、基本計画の指針としての役割を果たすものです。

基本構想で掲げられている「掛川市の将来像」及び「基本理念」は、長期的な視点から設定したため、当初の目標年度である令和7年度（2025年度）を最終年度とします。

3. 基本計画の役割と期間

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けたまちづくりの戦略書としての役割を果たします。基本構想に示した戦略方針に基づき、主要施策や主要プロジェクトを示します。

基本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、4年後に見直しするとされていたことから改定を行いました。改定に当たっては、将来の社会情勢の変化等に的確に対応し、実情に即した計画となるよう改定を行いました。

本改定版の計画期間は令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を最終年度とします。

4. 実施計画の役割と期間

実施計画は、基本計画の主要施策を効果的に実施するための具体的な事業や活動を年度毎に示した事業計画書としての役割を果たします。

社会環境の変化や財政状況を見極めながら、PDCAサイクルにより毎年度進捗管理を行い、確実な目標達成を図ります。

第3章 掛川市の現況と主要課題

1. 掛川市の概況

(1) 位置

本市は静岡県の西部に位置し、静岡県の二大都市静岡市と浜松市の中間に位置しています。東側は島田市、菊川市、御前崎市に、西側は袋井市、森町に接しています。

市中央部に、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、東名高速道路、国道1号が横断するとともに、市南部には国道150号、市北部には新東名高速道路が横断しています。さらに、本市の東側約15kmには富士山静岡空港があり、日本の大動脈を抱えているとともに広域交通の要所に位置しています。

(2) 面積と地勢

本市の面積は265.63k㎡であり、静岡県の3.4%を占め、県内で7番目に広い都市です。本市は東西約15km、南北約30kmで南北に細長く、市中央部でくびれた形状をしています。市北部は、標高832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開けるとともに、市中央部には標高264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸を持った丘陵地となっています。市南部には平地が広がり、遠州灘に面し、約10kmにわたる砂浜海岸があります。

(3) 歴史

本市は遠州灘に面し、温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれていることから、縄文時代には既に集落が営まれ、5世紀前後になると和田岡に大規模な古墳群が築造されるなど、早くから組織化された社会が形成されていたことがわかっています。戦国時代には、徳川、武田攻防の要所として高天神城を舞台とした戦いが行われ、その後は掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成されました。江戸と上方との中間に位置することから、城下町としての発展とともに、東海道の宿場町として、また海上交易の中継地としての役割も果たしつつ栄えてきました。

明治22年(1889年)に市制町村制が施行された当時は、1町28か村に分かれていましたが、昭和29年(1954年)から昭和35年(1960年)にかけての合併によって、掛川市と大須賀町が誕生し、昭和48年(1973年)には大浜町と城東村が合併して大東町が誕生しました。そして、平成17年(2005年)4月1日には、掛川市、大東町、大須賀町がさらなる発展を目指して合併し、新しい掛川市が誕生しました。

(4) 掛川市の主な特性

①立地環境からの特性

本市は、東京と大阪のほぼ中間に位置し、関東・関西の両経済圏にアクセスしやすく、全国でも「もの」の生産や供給、流通に有利な特長を備えています。一方、本市は静岡県の政令都市である静岡市と浜松市のほぼ中間に相当することから、商業集積が進みにくい環境にあります。本市は、大都市圏と大都市に挟まれた「中間立地」の特性があり

ます。

②交通環境からの特性

本市は、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、東名高速道路、新東名高速道路、国道 1 号、国道 150 号などが東西に横断し、新幹線掛川駅、東名掛川 I.C が設置されているなど広域交通体系に恵まれた条件を備えています。さらに本市に近接して御前崎港や富士山静岡空港が設置されています。

本市は、新幹線、高速道路、重要港湾、地方空港の結節点となり、県内の交通の要衝であるといえます。

③人口規模からの特性

本市は、人口約 12 万人であり、効率的な行政経営に必要な人口規模を備えています。ただし、我が国の人口が減少時代に移行する中において、本市においても平成 21 年(2009 年)をピークに人口は減少に転じ、この傾向が継続しています。

また、本市の昼夜間人口比率は 101.1 (平成 27 年国勢調査)であり、夜間人口よりも、通勤・通学で本市に滞在する昼間人口の方が上回っています。

※昼夜間人口比率

夜間人口 (常住地による人口) 100 人あたりの昼間人口 (従業地・通学地による人口)

④世帯状況からの特性

本市の世帯数は、約 4 万戸であり、人口が減少に転じている中において、増加を続けており、核家族化が進行しているといえます。核家族において、単身世帯も増加傾向にあります。

⑤産業からの特性

本市の産業別就業者については、第 1 次産業就業者の割合が継続して減少している一方で、第 3 次産業就業者の割合が増加しています。第 2 次産業就業者の割合は、平成 2 年(1990 年)までは増加していたものの、その後徐々に減少しています。

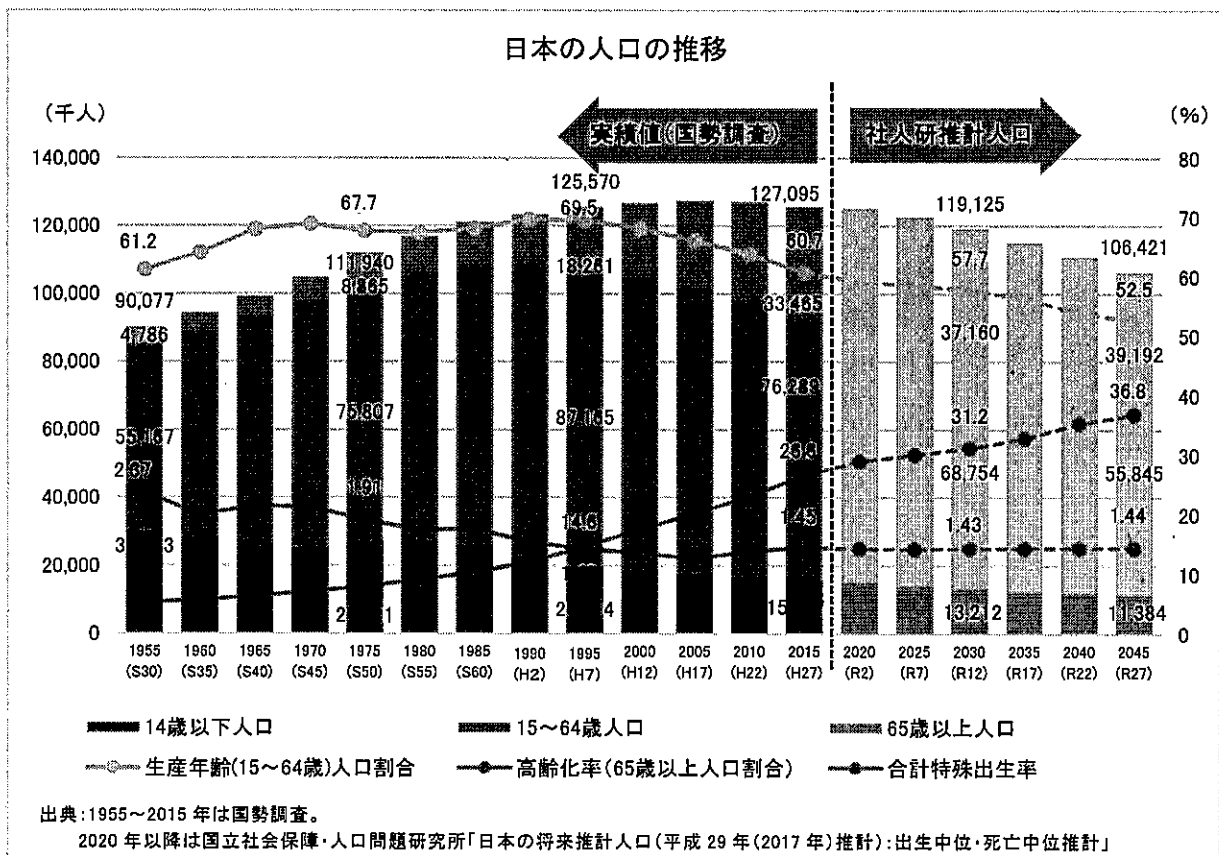
2. 掛川市が直面している喫緊の課題

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来

■全国的な傾向

日本の人口は、平成 20 年（2008 年）を境に減少局面に入りました。1970 年代後半から合計特殊出生率が低下し、人口規模が長期的に維持される水準 2.07 を下回る状況が約 40 年間続いています。少子化がこのように進行しながら、長らく総人口が増加を続けてきた理由に、第一次及び第二次ベビーブーム世代の影響で出生率の低下を補う出生数があったことと、平均寿命の延びにより死亡数の増加が抑制されたことがあげられています。この「人口貯金」と呼ばれる状況が使い果たされ、今後、減少スピードが加速度的に高まっていくことが推測されています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年（2017 年）4 月の中位推計）」によれば、2030 年代初めは毎年 70 万人程度、2050 年代頃には毎年 90 万人程度まで、減少スピードが加速することになります。さらに、高齢化率（65 歳以上人口比率）の上昇は継続し、2077 年頃に 38.4%、すなわち 2.6 人に 1 人が老年人口となると推計されています。

少子高齢・人口減少は、総人口の減少を上回る働き手の減少を生じ、人口減少以上に経済規模を縮小させることに繋がりがねません。長期に継続する少子化による働き手の減少と高齢化による社会保障費の増大は、働き手一人への負担が増加していくことにもなります。労働力人口の減少と経済規模の縮小は、地域社会において甚大な影響を及ぼし、地方においては、日常生活の維持が困難になる地域も予想されています。



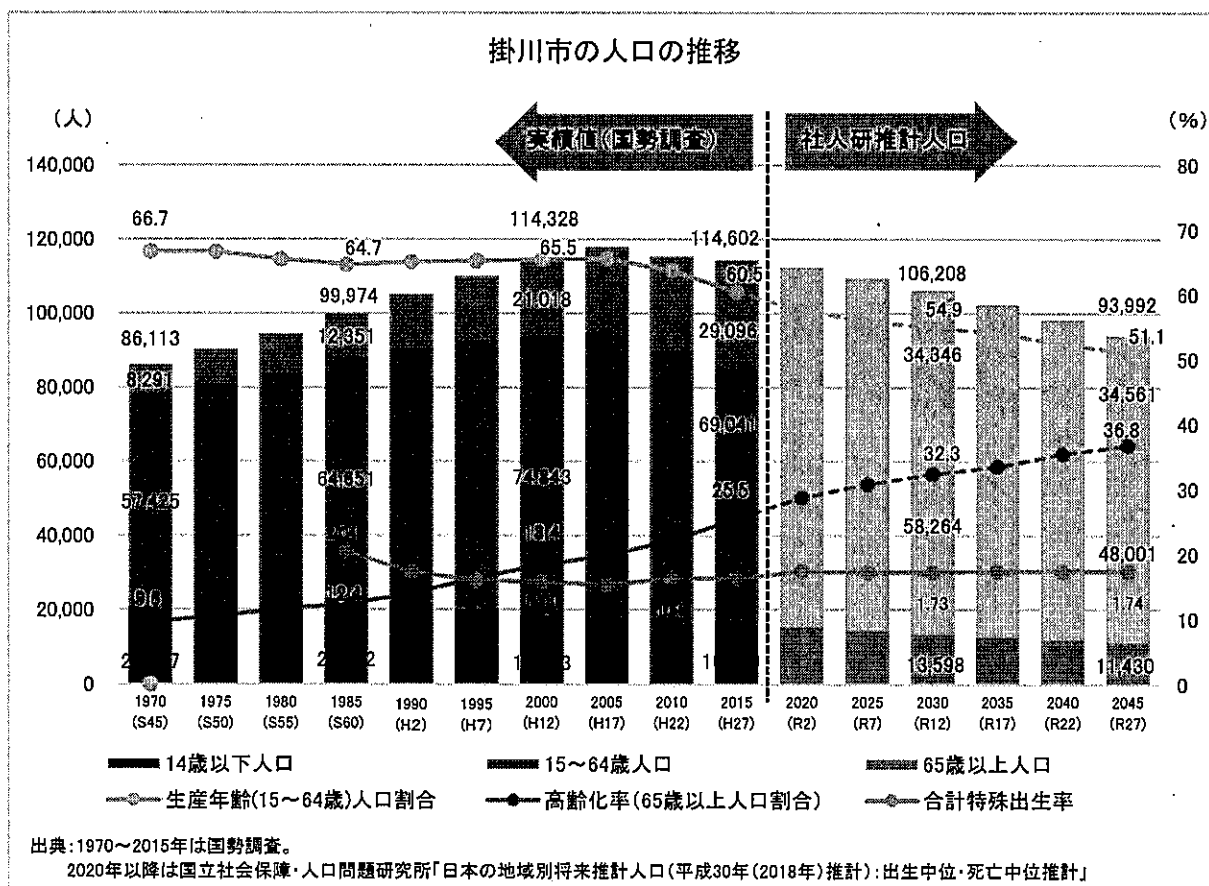
少子高齢・人口減少に対応するために、地域全体で社会を支える仕組みを整えるためのまちづくりが必要になっています。さらに、人口減少を抑制するため、出生率の向上に向けて様々な分野にわたる総合的な取組を長期的・継続的に実施していくことが必要となっています。

■掛川市における傾向

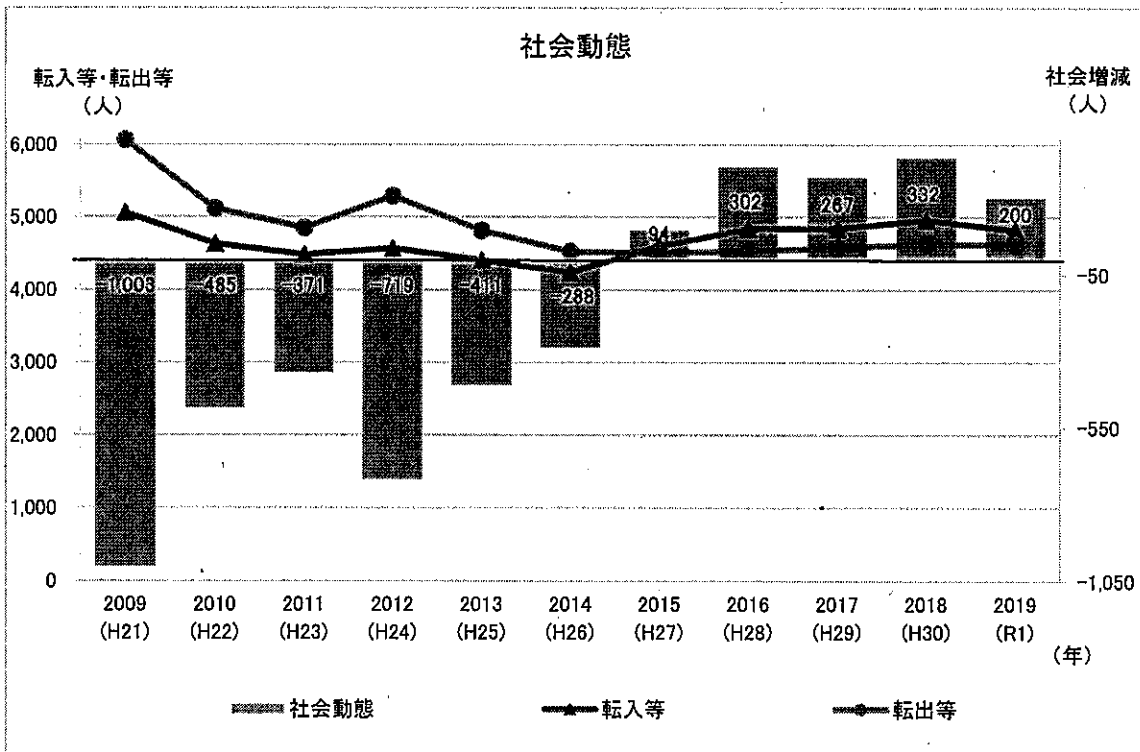
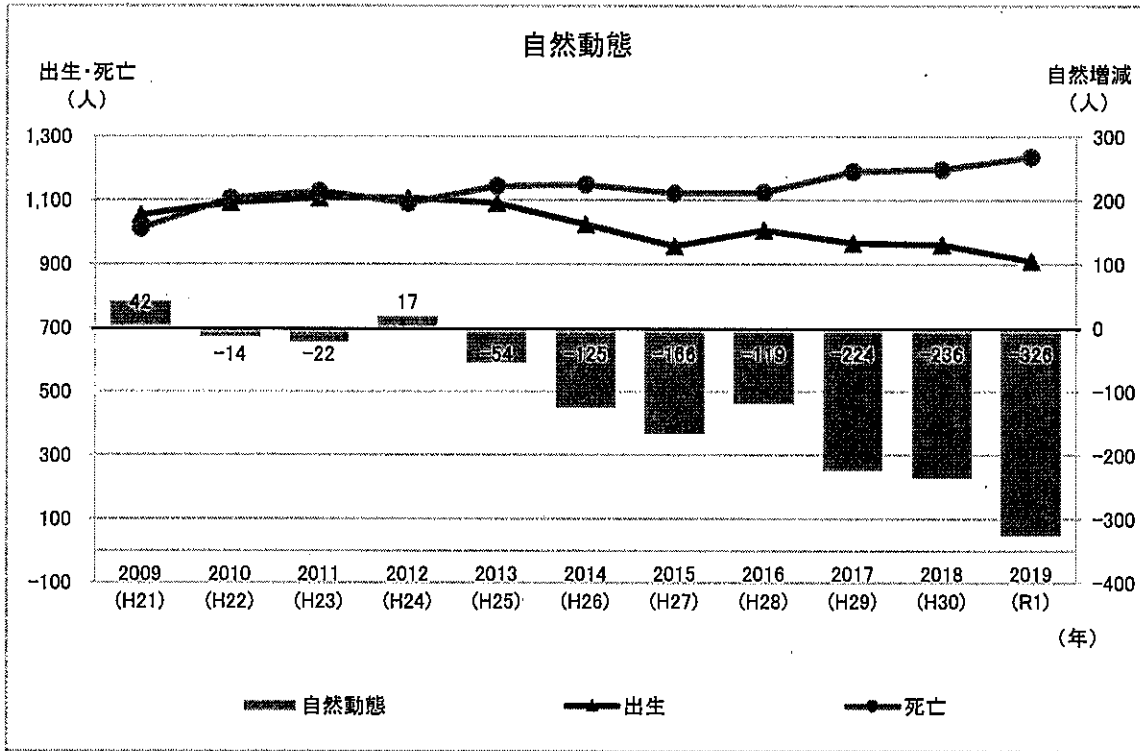
(※以下の統計データにおける「平成16年(2004年)以前の数値」は、旧1市2町の合計値を表しています。)

国勢調査によれば、本市の平成27年(2015年)の人口は114,602人であり、前回調査と比較して、1,761人(△1.5%)減少しています。また、本市の平成27年(2015年)の生産年齢(15~64歳)人口割合は60.5%、高齢化率(65歳以上人口割合)は25.5%であり、生産年齢人口割合は減少傾向に、高齢化率は増加傾向にあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月)」によれば、本市の人口は2040年に10万人を割り込み、2045年は93,992人まで減少するとともに、生産年齢人口割合は51.1%まで減少、高齢化率は36.8%まで上昇すると予測されており、さらにその後も、この傾向が継続すると予測されています。



近年の住民基本台帳によれば、人口の増減に影響を及ぼす人口動態の状況は、自然動態が平成22年(2010年)から死亡数超過に転じ、社会動態が平成27年(2015年)から転入数超過に転じています。



3. 今後のまちづくりに必要な視点

将来にわたって持続することが可能な「まち」を創ること

少子高齢・人口減少社会、さらに Society5.0 や人生 100 年時代の到来にあたり、これからは、人口増加を前提とした“成長型のまちづくり”ではなく、既存の資源を有効に活用しながら個性や魅力を磨き上げて、暮らしの質と活力を高める“成熟型のまちづくり”へ転換することが必要となっています。

これからの 10 年、20 年は、本市が有する財産を、より良い形で将来の世代に引き継ぐためのまちづくりを行う重要な期間であるといえます。

具体的には、将来を適切に見据え、社会面・経済面・環境面で持続可能な「まち」を創ることが必要です。

そのために、持続可能な開発目標（SDGs (17) パートナリーシップで目標を達成しよう）の主流化を図り、SDGs に即した観点を施策に取り入れ、持続可能なまちづくりを目指した取組を推進することで、社会、経済及び環境の統合的な向上を図ることが求められます。

(1) 社会面で持続可能であること

①安全・安心・健康的な暮らし環境が確保されていること

持続可能なまちづくりを進める上で最も大切なことは、人が住み続けることができる環境が整っていることです。自然災害や犯罪、また日常の生活環境などあらゆる面で安全・安心が確保されていること、そしてそこに暮らす人々が心身共に健康で暮らしていける環境があることが必要です。

②生活に必要なサービスを効率的・効果的に受けられること

人口減少社会では、効率化や費用対効果の面から、求められる場所に広くサービスを提供していくことは難しくなります。また、高齢化に伴い、車を運転しなくなる高齢者が増え、移動に制約を受ける人が増加することが考えられます。これらのことから、買い物がしづらくなったり、行政サービスを受けにくくなったりすることが予想されるため、生活関連施設の集約や、公共交通をはじめとする移動手段の確保など、生活に必要なサービスを効率的・効果的に享受できるまちづくりを進めていくことが必要です。

③社会的包摂が推進され、地域多様性や文化多様性が維持されていること

少子高齢・人口減少社会においては、まちの多様性、つまり性質の異なるものを幅広く有し、生かすこと、また、誰もが社会に関わるよう社会的包摂を推進することが、まちの魅力・活力の向上につながるといえます。地域固有の文化の伝承や活用はもちろんのこと、地域の多様性や文化の多様性を再認識・再構築し、他にはない個性的な

まちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 経済面で持続可能であること

①自立した付加価値の高い地域経済活動が活発に行われていること

人口減少社会では、地域経済の縮小が予測されています。人が住み続けるためには自立可能な経済状況を確保できなければなりません。地域経済活動で得られた対価(カネ)は、地域で循環してはじめて地域の活性化につながります。まちが有する多様な地域資源を有効に活用しながら、地域外の市場も視野に入れた付加価値の高い経済活動により対価を獲得し、それを地域内の市場で循環させる自立的な地域経済構造を構築する必要があります。

②多様な雇用環境が安定的に創出され、就業意欲も高いこと

少子高齢・人口減少社会の到来は人口構造が大幅に変化することを意味しており、労働力人口は、平成12年(2000年)をピークに減少が継続しています。人口構造の変化に加え、グローバル化が加速し、ライフスタイルや価値観が多様化しているなかで、今後も地域経済を維持・向上していくためには、就業者のニーズにあった多様な雇用環境が整うことと、働くことに生きがいを持つことやチャレンジしようとする精神をもった就業者の存在が必要です。

③健全な都市経営が行われていること

少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、歳入額の減少や扶助費をはじめとする社会保障費の増大など、自治体の財政構造は大きく変化するとともに、活用可能な財源も限られてくることが予想されます。健全な都市経営を実現するため、限られた財源のなかで市民の満足度を高める適正かつ効率的なまちづくりを進めることと、先を見通した政策の選択と制度改革が必要です。

(3) 環境面で持続可能であること

①かけがえのない自然環境が保全されていること

水や緑などの自然環境は、人やまちに恵みと潤いを与えてくれるほか、生物多様性を維持する上でも、かけがえのないものとなっています。これらの自然環境を守るとともに、暮らしに上手く生かしていくことが必要です。

②地球環境への負荷が軽減されていること

産業等の発展に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が増大し、地球温暖化などの環境問題を引き起こし、気候変動や動植物の生態系に大きな影響を与えていると考えられています。温室効果ガスが発生しない技術の開発や、日常生活や様々な都市活動において、温室効果ガスの排出を抑制するまちづくりや取組など、地球環境への負荷を軽減することが必要です。

③エネルギーが循環利用されていること

石油や石炭などの化石燃料により得られるエネルギーは有限（枯渇性）であるとともに、燃料の燃焼に伴い、地球温暖化などの環境問題を引き起こしています。地球環境に負荷がかからず、持続可能なエネルギー利用環境を創出するため、エネルギーを創り、蓄え、再生するといった、エネルギーを循環利用する技術の開発やまちづくりを進めていくことが必要です。

4. 持続可能なまちづくりの実現に向けた掛川市の主要課題

(1) 「まち」づくりの観点から

① 人を惹きつけ、留めるまちづくり（社会面・経済面）

ア) 定住を促進するための快適な都市基盤と生活環境の充実

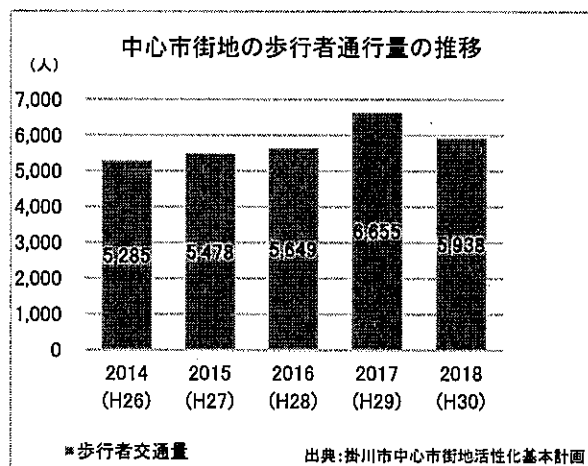
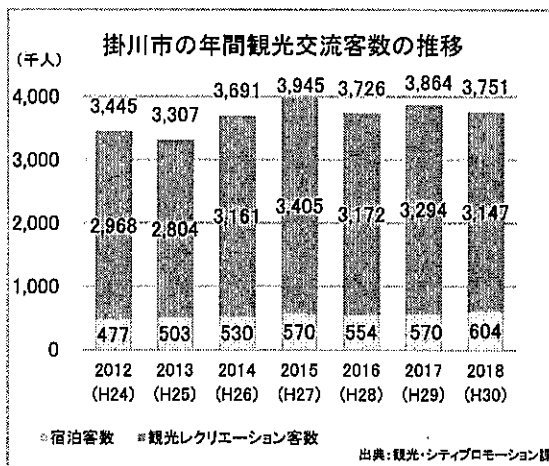
- ・ 定住を受け入れるための良好な住宅地の確保
- ・ 買い物環境や移動環境の向上など、生活利便性を高める取組の推進 など

イ) 生活・観光交流を促進するためのにぎわいの場の創出

- ・ 本市の顔となる中心市街地の活性化
- ・ 山、川、海、農など、多彩で魅力的な地域資源を生かした交流空間の創出 など

ウ) SNSなどのICT技術を活用した多様な情報ツールを用いた、まちの魅力と情報発信

- ・ SNSなどのICT技術を活用した情報ツールを積極的に用いた、魅力的なまち情報等の発信
- ・ 中東遠都市圏としての観光ネットワークの構築と市町間連携の推進 など



② 安全・安心で、気持ちよく生活できるまちづくり（社会面）

ア) 災害危険箇所と緊急時の対応を把握できる市民意識の向上とコミュニティの充実

- ・ 災害時における自助・共助の推進と、共助を下支えする地域コミュニティの充実
- ・ 防災ガイドブックなどを活用した災害危険箇所の確認と、家庭の避難計画、地区防災計画作成の推進 など

イ) 災害から市民を守るアクションプログラムの推進

- ・ 地震、津波、原子力など、各種災害に対応したアクションプログラムの積極的な推進
- ・ 優先性や実施効果の検証などによる、適切なアクションプログラムの進捗管理 など

ウ) 安全・快適な生活空間の形成

- ・子ども、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが安全に安心して利用できる道路交通環境の創出
- ・子育て世帯や高齢者世帯などのニーズに応じた、安全・安心・快適な「住まい」の創出
- ・地震、津波、台風などの自然災害に強いまちづくりの推進 など

③ 環境にやさしく、身の丈に応じたコンパクトなまちづくり (社会面・経済面・環境面)

ア) 広域連携を見据えた拠点の形成とネットワーク化

- ・中東遠都市圏全体としての都市機能の配置・連携の検討
- ・本市の将来人口・財政力に見合った適切な都市構造の形成
- ・将来の都市構造を踏まえた都市機能の適切な誘導、公共施設の再配置 など

イ) 既存ストックの老朽化対策と未利用ストックの有効活用

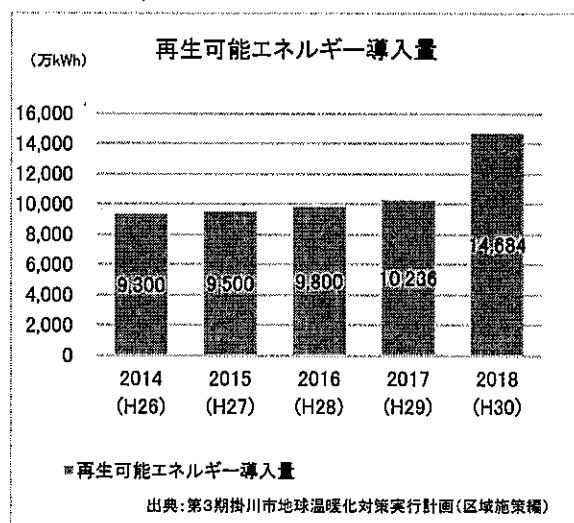
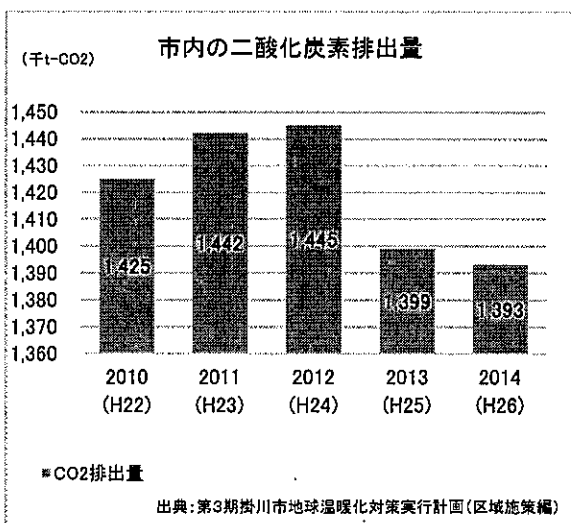
- ・道路・橋梁・公園など、既存ストックの老朽化対策や適切な維持管理の推進
- ・空き家や空き地など、人口減少に伴い増加すると考えられる未利用ストックの有効活用 など

ウ) 自然環境や営農環境の保全、都市との調和・共生

- ・海、山、川などの恵まれた自然環境の保全、まちづくりへの活用
- ・茶畑や水田などの営農環境・営農風景の保全、まちづくりへの活用 など

エ) 地球温暖化の防止と再生可能エネルギーの利用促進

- ・温室効果ガスの発生の軽減を図るため、自動車に過度に依存した交通体系から、自動車と公共交通をかしこく使い分けることができる交通体系への見直し
- ・太陽光、風力、バイオマスなどを利用した創エネ・蓄エネ・省エネの推進 など



(2) 「くらし」づくりの観点から

① 地元で安心して働けるくらしづくり（社会面・経済面）

ア) 地域に根付いた産業の生産性・付加価値の向上と、地域経済に新たな付加価値を生み出すビジネスの創出

- ・掛川茶をはじめとする地場産品の高付加価値化や希少価値による差別化、ブランド化の取組推進
- ・地域経済に活力と潤いを与える、自立した新たな産業・ビジネスモデルの確立など

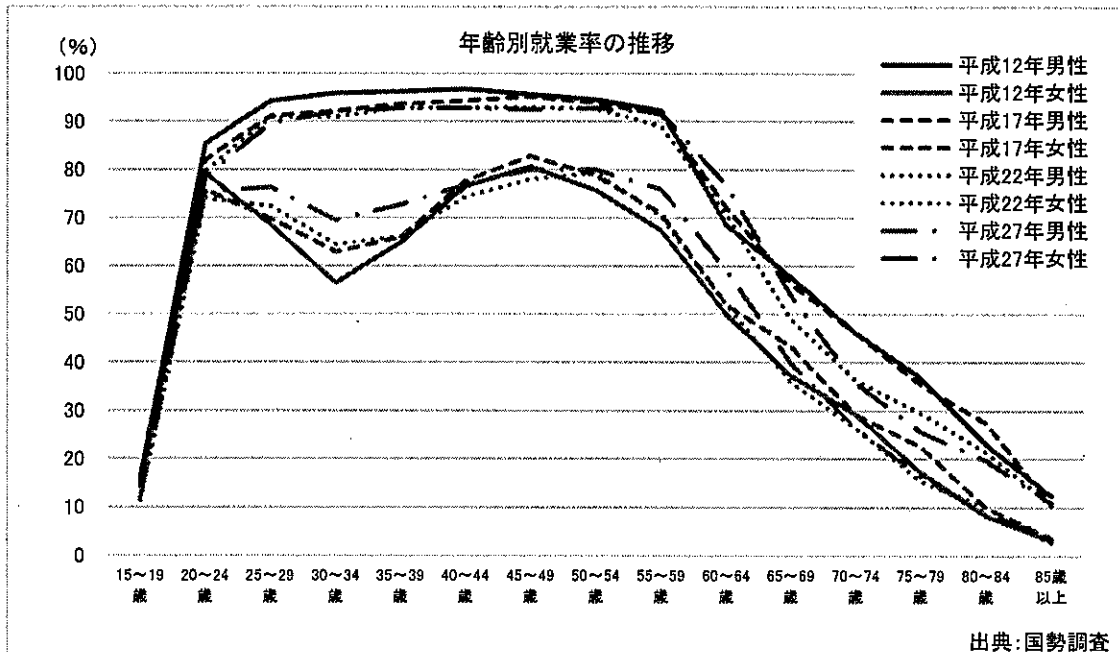
イ) 若者、女性、高齢者、障がい者など多様な就業ニーズに対応した雇用環境の創出

- ・ライフスタイルやライフステージなどによって異なる、働き方への多様なニーズに対応した雇用環境の創出
- ・障がい者の社会的自立・経済的自立を目指した、雇用環境と支援制度の充実など

ウ) ICT技術の活用、ワーク・ライフ・バランスの取組による生活の質の向上

- ・テレワーク（在宅勤務）など、ICT技術を活用した多様な働き方の確立
- ・働き方の変革とそれを支える制度の確立など、ワーク・ライフ・バランスの取組による生活の質の向上（「仕事」と「私生活」の両立）など

■ 年齢別就業率の推移



② 安心して子どもを生み、育てられるくらしづくり（社会面・経済面）

ア) 子どもと保護者、地域、行政の連携による子育て支援環境の充実

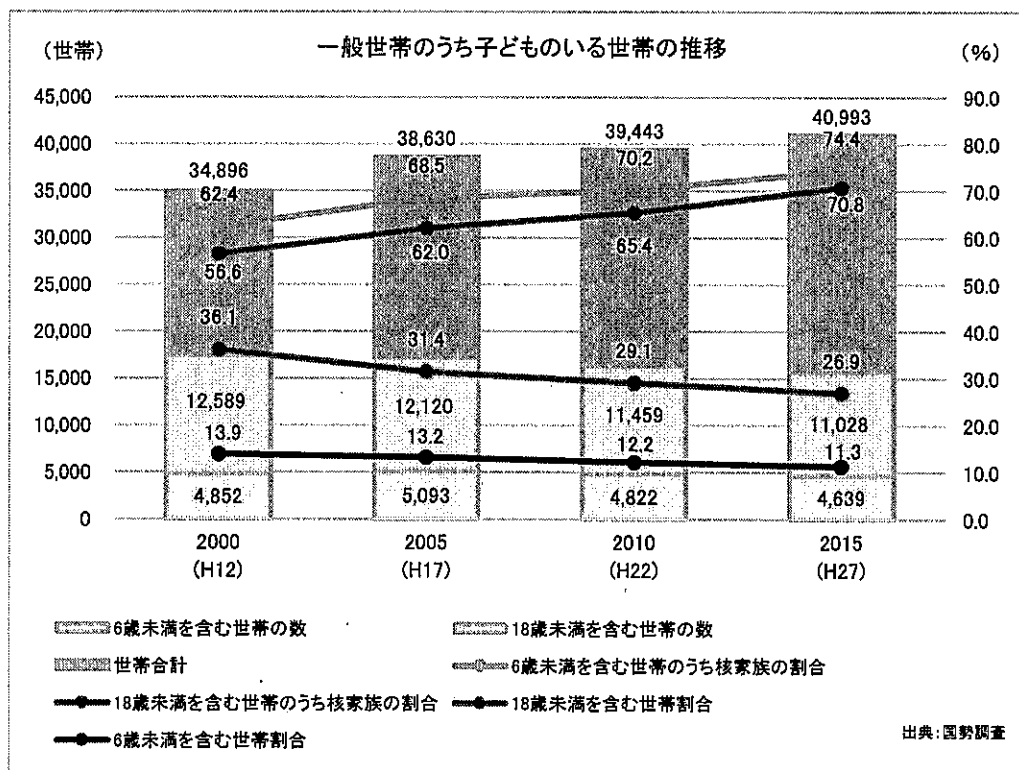
- ・夜間保育サービスや駅型保育、在宅保育サービスなど、保育システムの多様化・弾力化の推進
- ・家庭、地域、学校、行政の協働による、総合的な子育て支援環境の充実 など

イ) 子育て世代が働きやすい雇用環境の創出

- ・育児休業制度の充実や労働時間の短縮など、労働者が子育てをしながら安心して働くことができる（仕事と育児が両立できる）雇用環境の創出
- ・職業情報の提供や自己啓発への援助、多様な就業ニーズに合った講習や職業訓練など、育児のために退職した者への再就職支援の充実 など

ウ) 出産・子育てのニーズに合致した支援制度の導入・充実

- ・妊娠～出産～子育ての各ステージで異なるニーズに対応するための、社会的・経済的支援制度の導入・充実 など



③ 高齢者が健康で生きがいを持てるくらしづくり（社会面）

ア) 家庭、地域、行政の連携による高齢者支援環境の充実

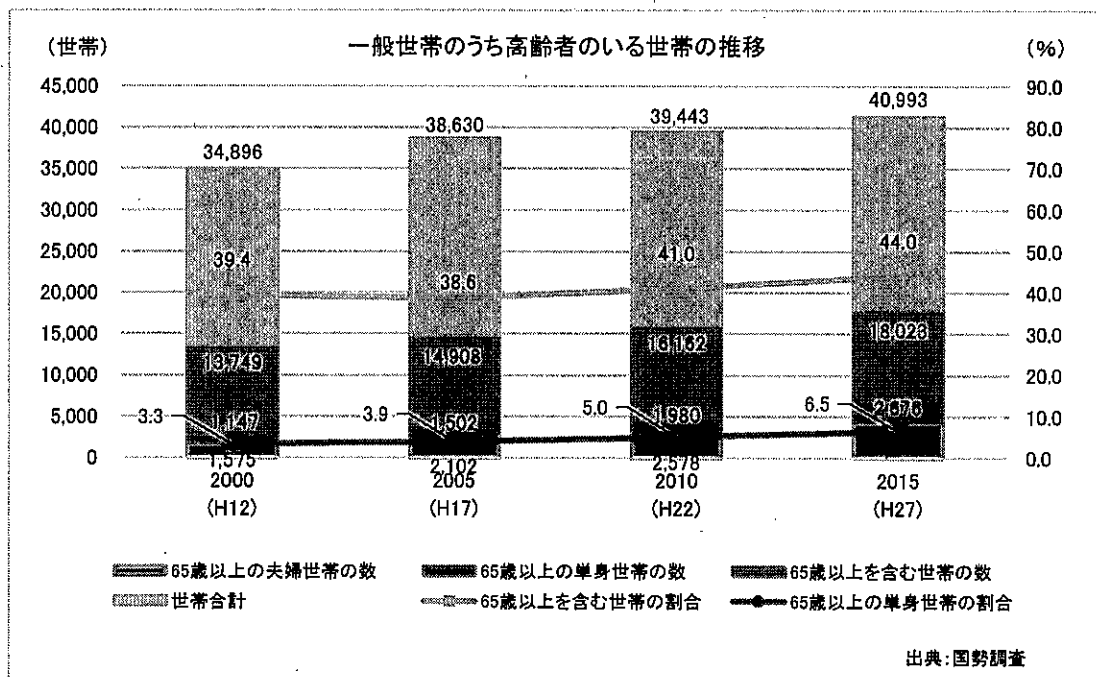
- ・高齢者の生活に必要なサービスを、切れ目なく提供できる包括的・継続的なサービス体制（地域包括ケアシステム等）の構築・充実
- ・高齢者に加え、その家族をも地域全体で支える「見守りネットワーク」の構築・充実 など

イ) 健康意識の啓発と地域医療体制の充実による健康寿命の延伸

- ・ 早い段階からの健康意識の啓発活動や、健康づくりを目的とした活動への参加促進
- ・ 地域医療体制の充実や民間団体の活動促進などによる、健康づくりに関する相談を身近に受けられる環境づくり など

ウ) 高齢者が活躍でき、生きがいを持てる‘ハレの場’の創出

- ・ 喜びや生きがい、人や社会に貢献している実感を得るための、社会活動への参加促進
- ・ 高齢者が長年にわたって蓄積した知識・経験を地域社会に生かすための、活躍の場や機会の創出・充実 など



(3) 「ひと」づくりの観点から

① 「まち」づくりや「暮らし」づくりの担い手づくり (社会面・経済面)

ア) 地域への郷土愛や愛着の育成

- ・ 地域の歴史・文化の学びを通じた郷土愛・愛着の育成
- ・ 高齢者の知識・経験を生かした、地域と子どもの関わりの強化 など

イ) 協働のまちづくりの実現に向けたまちづくり人財の発掘・育成

- ・ 協働のまちづくりのイメージの浸透、啓発活動
- ・ 子どもから高齢者まで、地域のまちづくりを牽引する人財 (リーダー) の発掘・育成とネットワーク化
- ・ まちづくりに関する知識詰め込み型の研修カリキュラムから、育成段階からのリ

・アリティのあるまちづくり実践場面（モデルとなるプロジェクト）の導入 など

ウ) 若い世代や無関心層のまちづくりへの参加促進

・若者や、まちづくりに無関心な人が参加したくなる、楽しくわかりやすいまちづくり活動の実践 など

エ) 就業へのチャレンジ意欲が高い人材の育成

・就業へのチャレンジ意欲が高い人向けのセミナー・講座の実施 など

② 次代を担う子ども・若者の教育環境づくり（社会面）

ア) 多様な人材が関わる学校教育の充実

・学校教育現場における、高齢者や地域のまちづくりリーダーの活用
・学校教育現場における、地域の既存団体（経済団体・女性団体・スポーツ団体など）やNPOの活用 など

イ) 学校教育、家庭教育、地域教育が連携した次世代育成の推進

・中学校区学園化構想の推進
・学校、家庭、地域を結びつけるキーパーソンとなる人材の掘り起し・育成 など

ウ) 地域や世界を体験できる交流機会の充実

・地域を学び、地域住民等と交流を深める教育プログラムの導入
・姉妹都市などにおける海外体験・現地交流プログラムの充実 など

③ 地域資源を生かした心豊かなひとづくり（社会面・環境面）

ア) 人生や暮らしに潤いをもたらす文化に携わる市民の増加

・地域の歴史・文化を楽しく学べるプログラムの導入
・市民の誰もが参加しやすい学習機会の提供、学びを通じた生きがいづくり など

イ) 特色ある地域の自然や産業、伝統、文化を継承する担い手の育成

・地域が有する貴重な自然資源を守り、引き継いでいくための、家庭、学校、地域、企業等における環境教育・環境学習の推進
・地域住民やNPO等が主体となった、地域資源を生かした観光・交流プログラムの導入 など

ウ) 地域の人や文化を活用した豊かなひとづくりの推進

・地域での体験活動・体験学習の導入など、実践的な道德教育の推進
・地域の伝統文化を継承・普及する活動団体への支援の充実 など

第 2 部 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と将来像

1. まちづくりの基本理念

(1) まちづくりの基本理念の検討

平成25年(2013年)4月に本市のまちづくりに関する最高規範として、「掛川市自治基本条例」が施行されています。第2次掛川市総合計画は、自治基本条例に基づき策定しますので、まちづくりの基本的な考え方となる基本理念や将来像は、自治基本条例と共通した考え方を示すこととします。

(2) まちづくりの基本理念の内容

自治基本条例では、掛川をさらに成長させ、成熟した社会を構築するために、市民主体のまちづくりの実現を目指し、「協働のまちづくり」を進めることとしています。その基本的考え方は、市民等が等しく主体的に参加できることと生涯学習都市宣言の理念に基づくまちづくりを行うことにあります。また、協働のまちづくりを進めるためのキーワードとして、①情報共有、②参画、③協働を基本原則としています。

【基本理念】

「協働のまちづくり」

- 市民誰もが等しく参加できるまちづくり
- 地域の歴史や文化を尊重し、報徳の精神や生涯学習都市宣言の理念に基づくまちづくり

「キーワード」

- ① **情報共有** まちづくりに関する情報を市民共有の財産と捉え、市民や市議会、行政は意識的かつ積極的に情報を提供するとともに把握し、お互いに情報共有を図りながらまちづくりを進めます。
- ② **参画** まちづくりの主体である市民が市政に主体的に関わり、市民参画によりまちづくりを進めます。
- ③ **協働** 自助・共助・公助の考え方を根底としつつ、多様化する市民ニーズや公共的課題を解決するため、市民や市議会、行政がお互いに尊重し合い、同じ目的のために対等な立場で連携や協力をする「協働」によりまちづくりを進めます。

2. 掛川市の将来像

【掛川市の将来像】

希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川

自治基本条例では、市民自治によるまちづくりの実現により創造する掛川の姿を「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」としています。

第1次総合計画では、新市の融合と多彩な地域資源や歴史文化を土台とした本市の飛躍、さらには市民の「夢」を実現し希望ある「未来」を創造していくことができるまちの実現を目指し、「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」を将来像に掲げてきました。第1次計画の将来像の実現に向けたこれまでの取組の成果を踏まえつつ、社会状況の変化を捉え、今後の本市の将来像は、自治基本条例に掲げた目指すまちの姿と整合させ、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」とします。

「希望が見えるまち」とは、いつでも、誰でも、何回でも、自分の夢や目標に向かって、主体的に行動することができる土壌のあるまちを意味しています。「誰もが住みたくなるまち」とは、“ここはいいまちだ”と心豊かに住まう人がいて、人や環境や暮らしの中に“住んでみたい”と思わせる魅力があるまちを意味しています。

「希望」は未来に向かう原動力です。人々が希望をもって活躍するためには、豊かな環境が整うことが必要です。活躍する市民が増えることで、地域の活性化に繋がります。子どもや若者が夢や希望を抱けるようなまちづくりを目指します。

第2章 将来人口

1. 将来人口の目標値

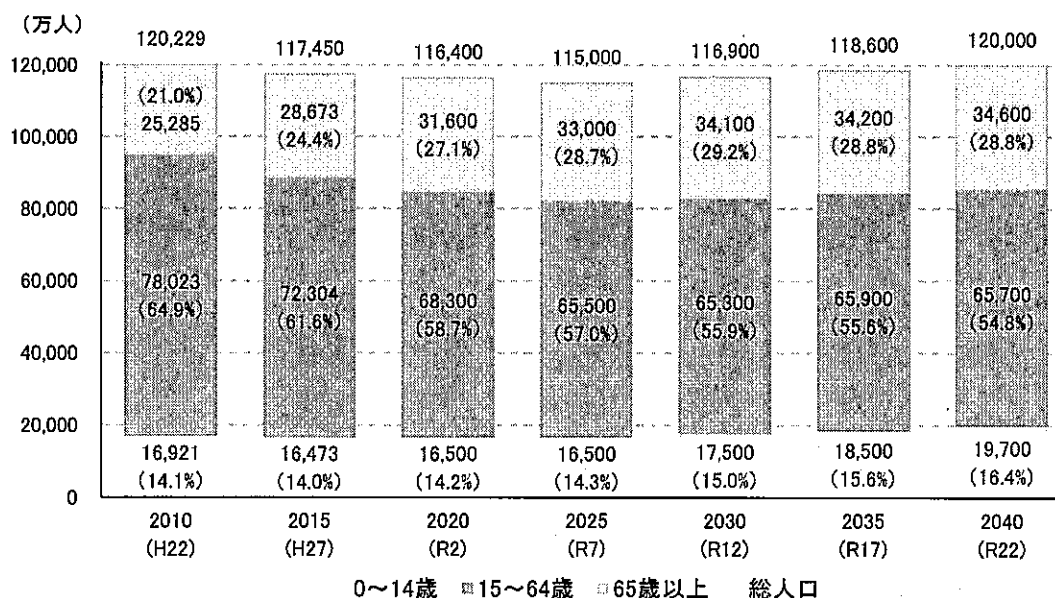
将来人口	持続発展可能な掛川市を目指し、2040年に人口12万人を達成するために・・・ 令和7年（2025年）の目標人口 115,000人
将来人口構成	年少人口15%以上、高齢人口25%以下のまちを目指して・・・ 令和7年（2025年）の目標人口構成は 年少人口（0～14歳） 14.4%以上 生産年齢人口（15～64歳） 56.9%以上 高齢人口（65歳以上） 28.7%以下

本市は、将来に向けて、社会的にも経済的にも環境的にも持続発展していくために、「協働のまちづくり」を推進していきます。「協働のまちづくり」のためには、お互いに支え合い、役立ち合える繋がりづくりが必要です。

本格的な人口減少社会が到来するなか、協働のまちづくりと行政運営の効率化を見据え、その変化の中にあっても本市を発展させていくため、2040年に人口を12万人と設定し、様々な取組を進めた成果として、計画期間（2016～2025年度）における目標人口を115,000人とします。

また、人口構成が大幅に高齢化にシフトすることによる地域社会への影響を抑制するために、目標人口だけでなく、将来の人口構成についても目標値として設定します。

掛川市 将来人口（年齢3区分）



出典：住民基本台帳

第3章 土地利用構想

今後の本市の土地利用においては、人口減少や産業構造の変化、グローバル化の時代を見据え、豊かな自然や整序ある都市基盤の維持形成がなされるよう、国の国土づくりの指針である「国土形成計画」の内容を踏まえ、次のような方針に沿って、総合的かつ計画的な土地利用を進めていくものとします。

(1) 自然環境との共生

森林、河川、海岸など、本市の生態系を支える中心的な自然環境を保全し、かけがえない地域資源を良好な状態で次世代へ譲り渡していくこととします。優れた自然環境に対しては、保全と適正管理を実施するとともに、自然環境を利用する場合は、自然生態系の維持に努め、自然環境と共生した土地利用を進めます。

(2) 田園環境との調和

本市では、里山、谷田、海岸砂地などの自然環境を活用して茶畑、水田、施設園芸などが営まれ、特色ある農業と個性的なふるさと景観を生み出してきました。地域の特徴的な農業や景観を尊重し、田園環境と調和した土地利用を進めます。

(3) 歴史と文化の尊重

本市は、城下町、宿場町として発展してきた歴史があります。掛川城、高天神城、横須賀城、日坂宿などをはじめとする歴史・文化的資源を尊重し、郷土への愛着や誇りが育まれるように、地域独自の歴史文化と調和した土地利用を進めます。

(4) 質の高い生活環境の形成

地震や豪雨などの自然災害に強いまちになるよう、防災機能を重視した土地利用を実現するとともに、市民が安全・安心に暮らすことができるように、快適で機能的な市街地形成に努め、質の高い生活環境に向けた土地利用を進めます。

(5) 調和と効率化への貢献

商業施設の郊外進出や宅地の無秩序な拡大は、周辺環境との調和に悪影響を及ぼすばかりでなく、中心市街地の衰退をもたらします。中心市街地から農山村地域に至るまで、調和とバランスの取れたまちづくりを実現するため、商業機能や居住機能の計画的な誘導を図るとともに既存市街地の高度利用と機能集積を促し、効率化な行政経営にも貢献する土地利用を進めます。

(6) 国土軸の有効活用

市域のほぼ中央部を JR 東海道新幹線や東名高速道路といった国土軸が横断し、市北部には新東名高速道路が横断しています。さらに近接した位置に御前崎港や富士山静岡空港が立地しています。産業集積や活発な交流により地域の発展に繋げるため、市域の南北軸と国土軸との連携を図り、国土軸を有効活用する土地利用を進めます。

第4章 戦略方針

「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」を実現するため、20～30年後の本市の将来を見据えたとき、今後10年間に取り組むべき政策を戦略方針として掲げ、まちづくりを推進していきます。

1. 戦略目標

40年以上続いた少子化を克服し、人口減少を抑制するとともに、持続発展可能なまちづくりを推進することが必要です。そのため、20～30年後の本市の将来を見据え、かつ掛川らしい政策の方向性を示すため、本市では、戦略目標として次の3つの分野において日本一を掲げます。

(1) 教育・文化分野

掛川のまちを誇れる人を育むことが重要です。

掛川市民に広く浸透している報徳や生涯学習の考え方を基礎として、市民総ぐるみで教育に取り組むとともに、掛川文化の振興により、市民の夢と希望を醸成し、心豊かなひとづくりにつながる施策を展開します。

(2) 健康・子育て分野

掛川のまちで充実した暮らしを送れることが重要です。

掛川市民が健康を維持し生きがいを持って生活できることを基本として、地域医療連携体制を充実し、健康長寿の市民が多いまちづくりを推進するとともに、子どもを生み育てることが可能な環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを推進し、健やかなくらしづくりにつながる施策を展開します。

(3) 環境分野

掛川が住み心地の良いまちであることが重要です。

掛川市民が安全と安心を実感できることを基本とし、潤いある自然環境や穏やかな生活環境、充実した都市基盤環境を整備し、住み続けたいまちづくりにつながる施策を展開します。

また、施策を推進するにあたっては、あらゆる面で、協働と広域連携の視点を考慮することとします。

■ **協働** 持続発展可能なまちづくりを推進するための協働の視点として、「産(産業)・学(大学等)・金(金融機関)・民(市民)・公(NPO・社福等)・官(国や県)・市」の7つの強みを生かした連携を推進していきます。

■ **広域連携** 「ひと」や「しごと」の流れがひとつの市の中で完結するものではないことを踏まえ、経営資源の流れを広域的に捉え、本市が周辺地域とともに発展していけるよう、有効な連携を推進していきます。

2. 戦略

令和の時代になり、人生100年時代やテクノロジーの急激な進化によるSociety5.0の到来、SDGsの推進等、平成の時代以上に大きな変革が起きつつあります。また、少子化や高齢化、外国人の流入増加が進む中、すべての人に優しくサステナブル（持続可能）なまちであり続けるために、国籍、性別、年齢、生き方、暮らし方の多様性を認め合い、広域連携、官民連携等の様々な連携により、課題解決を図っていく必要があります。

そのため、20年後の掛川市を見据えた戦略目標と方向性を踏まえ、経営資源となる情報の活用や資本の流入を促すよう、以下の戦略をたて、人口増を目指した施策を推進していきます。

(1) 生涯にわたりこころざし高く学び心豊かに暮らすまち（教育・文化分野）

- ・多様性を認める教育、知識を活用する教育を進めることで、グローバルに活躍できる人材を育成します。
- ・豊かな感性や創造性、思いやりの心を育むことで教養を培い、生涯にわたって学び、何度でもチャレンジできる環境づくりを推進します。
- ・掛川らしい文化を創造し、発信することで、文化芸術活動の気運を醸成します。
- ・歴史・文化的資源を尊重し、活用を図ることで郷土への愛着や誇りを育みます。

①グローバル人材の育成

②生涯にわたる学びの推進

③文化の創造・発信

④文化財の活用

(2) 誰もが健やかでいきいきとした暮らしをともにつくるまち

（健康・子育て・福祉分野）

- ・若い世代が安心して働ける職場を実現し、家庭を築ける環境を整備するとともに、市民、企業、行政が連携し、市民総ぐるみで次世代を育成する体制と環境を整え、結婚、出産、子育てについて希望を持つことができる地域づくりを推進します。
- ・多世代の交流をすすめ、何歳になっても健康で生きがいを持って生活できる環境づくりを推進するため、「ふくしあ」を中心とした地域包括ケアシステムの拡充を行います。
- ・健康増進のための予防活動が盛んになる将来に向け、健康管理体制の充実に努め、保健・医療・福祉機能の連携を推進します。

①市民総ぐるみで次世代の育成

②健康寿命の延伸

③地域包括ケアシステムの拡充

④多世代の交流

⑤健康管理体制の充実

(3) 美しい自然環境と共生し、エネルギーの地産地消と資源循環を実現した持続可能なまち

(環境分野)

- ・山・里・川・海の自然豊かな美しい自然環境は本市の大切な資源であり、市民、企業、行政の協働により継続的に保全します。
- ・地球環境の保全に配慮し、地域循環共生圏の視点で資源循環や脱炭素社会の実現を目指します。
- ・再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの推進により、再生可能エネルギーの地産地消を目指します。

①自然環境の保全

②資源循環の実現

③脱炭素社会の実現

(4) ホスピタリティによる賑わいと活力ある産業を生み出す、世界に誇れるお茶のまち

(産業・経済分野)

- ・地域の魅力を磨き、市民総ぐるみでシティプロモーションを行うことで、関係人口や交流人口等の増加を目指します。
- ・新たな事業を開拓する企業や起業を支援し、多くのイノベーションを生み出します。
- ・地域内で人やものが繋がり、活力ある産業を中心に経済循環可能なまちを目指します。
- ・どの世代でも、誰でも働きやすい環境を実現します。
- ・地域の特性を生かした力強い農業と儲かる茶業を推進します。

①関係人口や交流人口の拡大

②イノベーションに向けた産業の開拓や起業の支援

③ヒト・モノ・コトが集まる活力ある産業の支援

④誰でも働きやすい環境の実現

⑤力強い農業と儲かる茶業の推進

(5) 災害に強く安全で安心な暮らしを支える基盤を整えたまち

(安全・安心・都市基盤分野)

- ・大規模自然災害に備え、地域防災体制の強化、地震、津波、風水害等への対策の充実により、自然災害死亡者ゼロを目指した防災対策を推進します。
- ・持続的に発展し、豊かな自然や各地域が育んできたコミュニティ、歴史・文化、産業を守るため、多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。
- ・将来の自動運転等の実用化を見据え、移動手段を最適化し、誰もが安心して移動できるまちを目指します。

- ①安全・安心のまちづくり
- ②多極ネットワーク型コンパクトシティの実現
- ③移動手段の最適化

(6) 協働と連携によりふれあい豊かな地域社会を創り、世界と繋がるまち

(協働・広域・行財政分野)

- ・市民がまちづくりに積極的に参画する協働のまちづくりを推進するとともに、グローバル化を目指し、国籍、性別等の多様性を認めあう、ふれあい豊かな地域社会を築きます。
- ・効率的な行政運営を実現するとともに、市民満足度の高いサービスを提供するため、情報通信技術（ICT）の有効活用や、広域的課題に対する行政の広域連携、民間の得意分野を生かす官民連携等の様々な連携を進めます。
- ・既存の公共施設等のあり方を見直し、市民ニーズに即した形にしていくことで、行政サービスを最適かつ持続可能なものとすることを目指します。

- ①多様性を認めあう地域社会の構築
- ②ICT環境を活用したスマート自治体の推進
- ③広域連携や官民連携の推進
- ④公共施設等の適正化の推進

新市建設計画の変更について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定により、新市建設計画を別紙のとおり変更する。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

新市建設計画

平成16年5月18日

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

平成26年12月変更

令和2年3月変更

掛川市

目次

I. 序論	1
1. 合併の必要性	1
2. 計画策定の方針	2
II. 新市の概要	3
1. 位置と地勢	3
2. 気候	3
3. 面積	3
4. 歴史	3
5. 人口	3
6. 産業	4
III. 主要指標の見通し	6
1. 総人口	6
2. 年齢別人口	6
IV. 新市建設の基本方針	7
1. 新市の将来像	7
2. 新市の基本目標	8
3. 土地利用の方向性	10
4. 重点プロジェクト	11
5. 重点プロジェクト概念図	13
V. 新市の施策	14
1. 住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る	14
2. 美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る	16
3. 子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る	18
4. 活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る	20
5. 南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る	22
6. 住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る	24
7. 行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る	26
VI. 新市における静岡県事業の推進	28
VII. 公共施設の適正配置と整備	30
VIII. 財政計画	31
付 録	35
新市建設計画体系図	37
用語解説	38
新市建設計画策定の経緯	41
委員名簿	42

1. 序論

1. 合併の必要性

(1) 住民生活圏の広域化への対応

住民の日常生活圏は、鉄道や道路網の整備、車社会の発達などにより市町村の区域を越えて広域化している。毎日の通勤・通学を例にとると、他市町村への流出人口は、掛川市16,720人、大東町5,707人、大須賀町3,505人であり、流入人口は掛川市16,089人、大東町6,488人、大須賀町3,330人である。毎日約26,000人が市町村を越えて通勤・通学しており、こうした住民の生活圏の広域化に対応するためには、1市2町が一つになり、一層利便性の高いまちづくりを進めていくことが必要である。

(2) 住民ニーズへの的確な対応

住民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、情報化社会の進展などによって、行政に対する住民や地域からのニーズは多様化・細分化し、よりきめ細やかな事業の推進が求められている。医療・福祉・健康・安全面など、豊かで安心できる地域生活の実現をはじめとして、良質な行政サービスを提供し、増大する住民ニーズに的確に対応していくためには行財政基盤の充実が必要になっている。広域的に取り組むべき課題、新たな課題も増加している状況下では、もっとも基本的で身近な行政主体である市町村は、迅速で的確な対応ができるよう、行財政力を強化することが求められている。

(3) 少子高齢化への対応

1市2町では少子化と高齢化が徐々に進行している。平成12年国勢調査の1市2町の年少人口（14歳以下）は18,463人、老年人口（65歳以上）は21,018人であるが、平成22年には年少人口は約17,200人に減少し、老年人口は約25,000人に増加すると予想される。地域を支える若者が減少すれば地域活力は低下し、高齢者が増加すれば、福祉や医療の充実が求められる。こうした社会環境の変化に対応するためには、合併して行政組織の合理化を図り、合理化で生まれた余力を今後ニーズが高まる分野へ手厚く投入することが必要である。子育てや高齢者に対してきめ細かい行政サービスを提供するためには、既存施設・人材・活動組織等を有効に活用することが望ましく、1市2町が合併して対処することが求められている。

(4) 地方分権に対応した行政基盤の強化

地方分権の進展に伴い、地方自治体にはさらなる自治能力の向上が求められる。国・県の権限や事務が移譲される中で、自治体が主体性や独自性を発揮し、質の高い住民サービスを提供するためには、行財政基盤の強化とともに専門的能力を備えた人材養成が必要である。一般的に、人口が小規模な市町村では仕事の種類に比べて職員数が少なく、職員は分野が異なる仕事を兼務し、専門性を発揮しにくい。一方、合併によって人口規模が大きくなれば、仕事の種類に応じた専門担当者を配置しやすい。地方分権に対応した市町村に転換するためには、合併によって自治体の能力をさらに向上させることが必要である。

(5) 厳しい財政状況の中での財政基盤の強化

国と地方を合わせた債務残高は700兆円に達しており、財政の健全化を図ることが急務となっている。国は地方交付税や国庫補助金を見直すとともに、税源移譲による三位一体改革を進めようとしており、国への財源依存体質からの脱却が求められている。自治体も社会経済の見通しが厳しい時代の中にあっては、現状の行政サービスを維持しようとしても、財政的には厳しさを増していくことが予想される。こうした状況の中では、1市2町が合併して行財政の効率化を進めるとともに、都市基盤の整備や産業基盤の整備等を通じて地域産業の活性化を図り財政基盤を強化していくことが必要である。

(6) 都市間競争への対応

静岡県内各地で市町村合併が推進され、将来的には県内市町村の平均的な人口規模は拡大するものと予想される。こうした状況の中で、1市2町が現状のまままで過ごした場合、相対的に自治体の規模は小さくなり、人、物、情報の吸引力は低下することが危惧される。1市2町の持つ魅力を相対的に低下させることなく、さらに発展を遂げていくためには、1市2町が合併して都市的規模の拡大を図り、東海道新幹線駅や東名高速道路インターチェンジを最大限に活用するとともに、海・川・山、工業集積、歴史文化等をはじめとする地域資源に磨きをかけて、新しい個性を発揮していくことが必要である。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は合併特例法に基づき、掛川市、大東町、大須賀町合併後の新市建設のあり方を示したものである。上記法律によれば、新市建設計画は「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない」とされ、本計画もこの趣旨に沿って策定したものである。

(2) 計画の構成

合併特例法では、新市建設計画は「1. 合併市町村の建設の基本方針」「2. 市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項」「3. 公共的施設の統合整備に関する事項」「4. 合併市町村の財政計画」を定めることとされており、これらの事項を中心に本計画を構成した。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成17年度から令和7年度までの21年間とした。

II. 新市の概要

1. 位置と地勢

新市は、静岡県の西部に位置し、静岡県の二大都市静岡市と浜松市の中間に位置している。東側は金谷町、菊川町、小笠町、浜岡町に、西側は袋井市、森町、浅羽町に接する。市北部は、標高832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開ける。市中央部には標高264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸を持った丘陵地である。市南部には平地が広がり、遠州灘に面して約10kmにわたる砂浜海岸がある。

2. 気候

新市の1年を通じての平均気温は17℃前後、年間降水量は約1,800mm、気候は温暖であるが、冬季は「遠州の空（から）空^{から}っ風」と呼ばれる寒風が吹く。

3. 面積

新市は、東西約16km、南北約30kmで南北に細長く、小笠山付近でくびれた形状である。面積は265.63㎢であり、県内で3.4%を占め、県内20市の中で3番目に広い都市となる。

4. 歴史

新市は遠州灘に面し、温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれ、5世紀前後の築造とされる大規模な古墳もあり、早くから組織化され高度な技術を備えた社会が営まれていた。戦国時代には、中遠地方の要所として高天神城を舞台とした戦いが行われ、その後は掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成された。江戸と上方との中間に位置することから、城下町としての発展とともに、東海道の宿場町として、海上交易の中継地としての役割も果たしつつ栄えてきた。

明治22年に市制町村制が施行された当時は、新市は1町28か村に分かれていたが、昭和29年から昭和35年にかけての合併によって、現在の掛川市と大須賀町が誕生し、昭和48年には大浜町と城東村が合併して大東町が誕生して現在の1市2町が成り立っている。

5. 人口

(1) 人口

新市の人口（平成12年国勢調査人口）は、114,328人であり、県内で3.0%を占め、県内20市中第8番目の人口規模を持つ都市となる。新市の年少人口（14歳以下）は18,463人、構成比は16.1%、県内市部平均値15.1%を上回っている。老年人口（65歳以上）は21,018人、高齢化率は18.4%であり、県内市部平均値17.0%を上回っている。

新市の人口（括弧内は構成比）

	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	105,030人	109,978人	114,328人
年少人口（14歳以下）	22,029人 (21.0%)	20,243人 (18.4%)	18,463人 (16.1%)
生産年齢人口（15～64歳）	68,335人 (65.1%)	71,720人 (65.2%)	74,843人 (65.5%)
老年人口（65歳以上）	14,650人 (13.9%)	18,015人 (16.4%)	21,018人 (18.4%)
年齢不詳	16人	0人	4人

(2) 世帯数

平成12年国勢調査によれば、新市の世帯数は34,926戸であり、県内で2.7%を占め、県内20市中第9番目である。一世帯当たり人数は3.3人/戸である。

新市の世帯数

	平成2年	平成7年	平成12年
世帯数	27,667戸	31,185戸	34,926戸
一世帯当たり人数	3.8人/戸	3.5人/戸	3.3人/戸

6. 産業

(1) 産業別就業者数

平成12年国勢調査によれば、新市の就業者数は63,643人であり、第一次産業就業者数は6,606人で1.4%、第二次産業就業者数は28,773人で45.2%、第三次産業就業者数は28,188人で44.3%である。近年、第一次産業就業者数が減少し、第二次、第三次産業就業者数が増加している。

新市の産業別就業者数（括弧内は構成比）

	平成2年	平成7年	平成12年
就業者総数	56,963人	61,254人	63,643人
第一次産業就業者数	7,868人 (13.8%)	7,326人 (12.0%)	6,606人 (10.4%)
第二次産業就業者数	26,309人 (46.2%)	27,868人 (45.5%)	28,773人 (45.2%)
第三次産業就業者数	22,735人 (39.9%)	25,998人 (42.4%)	28,188人 (44.3%)
不詳	51人	62人	76人

(2) 農業

平成13年生産農業所得統計によれば、新市の農業産出額（農業粗生産額）は229.2億円であり、県内20市中第3番目の産出額である。近年、農業産出額は減少傾向にある。

新市の農業産出額

	平成2年	平成7年	平成12年	平成13年
農業産出額	276.3億円	250.3億円	244.5億円	229.2億円

(3) 工業

平成14年の工業統計調査（速報値）によれば、新市の製造品出荷額等は11,954億円、従業者数は、19,841人である。製造品出荷額等は、県内20市中第6番目である。平成12年から14年にかけて、製造品出荷額等、従業者数は減少している。

新市の製造品出荷額等（工業統計）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年
製造品出荷額等	5,787億円	8,649億円	12,926億円	11,954億円
従業者数	19,049人	19,800人	20,058人	19,841人

(4) 商業

平成14年の商業統計調査によれば、新市の小売業販売額は1,193億円、従業者数は7,261人であり、新市の小売業販売額は、県内20市中第8番目である。最近、小売業販売額はほぼ一定している。

新市の小売業販売額（商業統計）

	平成3年	平成6年	平成11年	平成14年
小売業販売額	1,045億円	1,198億円	1,198億円	1,193億円
従業者数	5,526人	6,079人	6,865人	7,261人

Ⅲ. 主要指標の見通し

1. 総人口

新市の令和7年における推計人口は、115,000人とする。人口は平成21年をピークに減少に転じており、今後もこの傾向は続き、ゆるやかに減少するものと想定した。

2. 年齢別人口

高齢化は今後も継続するが、国や県と連動した施策の実施により出生率が徐々に回復するものと見込み、年少人口（14歳以下）の構成比は将来若干上昇し、令和7年には14.3%と想定した。また、老年人口（65歳以上）の構成比は将来さらに上昇し、令和7年には28.7%と想定した。

表 新市の将来人口（括弧内は構成比）

	平成7年 国勢調査	平成12年 国勢調査	平成17年 住基人口	平成22年 住基人口	平成27年 住基人口	令和2年 予測値	令和7年 予測値
総人口	109,978人	114,328人	119,739人	119,933人	<u>117,450人</u>	<u>116,400人</u>	<u>115,000人</u>
年少人口 (14歳以下)	20,243人 (18.4%)	18,463人 (16.1%)	17,434人 (14.6%)	16,882人 (14.1%)	<u>16,473人</u> (14.0%)	<u>16,500人</u> (14.2%)	<u>16,500人</u> (14.3%)
生産年齢人口 (15～64歳)	71,720人 (65.2%)	74,843人 (65.5%)	79,246人 (66.2%)	77,680人 (64.8%)	<u>72,304人</u> (61.6%)	<u>68,300人</u> (58.7%)	<u>65,500人</u> (57.0%)
老年人口 (65歳以上)	18,015人 (16.4%)	21,018人 (18.4%)	23,059人 (19.2%)	25,371人 (21.1%)	<u>28,673人</u> (24.4%)	<u>31,600人</u> (27.1%)	<u>33,000人</u> (28.7%)

（予測値：合計特殊出生率は2020年までに1.85、2030年までに2.10とした率、社会移動仮定値はターゲットを絞って現在値を改善させることを想定し、平成26年住基人口をベースに静岡県提供の将来人口推計ソフトに基づく推計値）

（注 年齢不詳者がいるため、年齢別人口の合計と総人口は一致しない年がある。）

IV. 新市建設の基本方針

1. 新市の将来像

海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち

「海」とは遠州灘であり、「山」とは新市北部の山間地を意味している。この「海」と「山」は、新市が多彩な地域資源に恵まれていることを象徴するものであり、豊かさを備えたふるさとであることを示している。そして「街道」とは、新市を東西に横断する広域交通体系を意味し、我が国の「人」「物」「情報」の動脈を抱えていることを示している。この「海」と「山」が融合し、さらに、「街道」と連携することによって、新市全体はさらなる発展の可能性が広がり、住民の「夢」を実現し、「未来」を創造していくまちに変わること示している。

(1) 海山連携のまちづくり

「南北軸の創出、東西軸との連携によって便利になる、豊かになる、一つになる」

南北幹線道路を中心とする南北軸を創出し、遠州灘から掛川北部山系に至る円滑な往来を実現する。この南北軸と東西軸を連携させることによって、新市全体の生活利便性を高めていく。新市の広域的な交通条件がさらに向上することを活かして、人、物、情報の交流を活性化させ、優れた人材、勢いある産業が集積する豊かなまちとしていく。そして南北軸が新市の背骨となって地域相互の一体性を強めるとともに、住民の気持ちも一つにしていく。

(2) 健康長寿のまちづくり

「都市と田園の良さを充実させ、元気になる、楽しくなる、安心できる」

都市の利便性を一段と向上させ、田園の快適性をさらに充実させるとともに、1市2町が築き育ててきた公共施設、人材を結ぶネットワークを形成し、さらなる有効活用を図り、元気あふれるまちとしていく。新市には遠州灘、小笠山をはじめとする地域資源があり、それらの持つ魅力を引き出し、楽しさあふれる生活を提供していく。さらに新市の医療、福祉分野の機能充実や連携を進めると同時に、生活環境の向上に力を入れて、住民が心から安心できる暮らしを実現していく。

(3) 生涯学習のまちづくり

「住民参加と協働、報徳精神によって優しくなる、手をつなぐ、未来を拓く」

住民が新市のまちづくりに積極的に参加し、住民、企業、行政が相互に協力することによって、地域で福祉や教育を支え、地域で環境を守る優しいまちを実現していく。異なる風土を育んできた地域間の連携や、住民と行政のパートナーシップの確立を積極的に進め、効率的な地域運営を目指すとともに、視野の広い次代を担う人材の育成、住民活動を支援し、住民が主役となって、新市の未来を拓いていくまちを実現する。

2. 新市の基本目標

(1) 健康・福祉・医療系

「住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る」

保健、医療、福祉をさらに充実させ、高齢者、障がい者、子育てしている人をはじめとして、すべての住民が安心して暮らすことができるまち、優しさにあふれたまちを実現する。新市の保健、医療、福祉機関が相互に連携し、健康予防医学や介護体制等を充実させ、住民の健康を守り、長寿につながるまちを実現する。

(2) 自然・環境系

「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」

新市には山間地、丘陵地、平地、海岸、河川があり、自然環境は多様性に富んでいる。貴重な動植物が生息する自然環境を保全し後世に残すとともに、茶畑や砂浜海岸に代表される新市の個性的な風景を活かし、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現する。さらに、生活排水や廃棄物の処理・再生を進め、清流や美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを目指す。

(3) 教育・文化系

「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」

子供の健全な成長と住民の生涯学習を促し、住民の夢実現を応援するまちを創出するとともに、新市の歴史的資源や田園環境から育まれた伝統的文化と、先進的な都市型文化とが共生したまちを目指す。そして、地域に根付く報徳の精神に基づき、生涯学習先鞭の地にふさわしい社会に貢献する人材を育てるまちを実現する。

(4) 経済・産業・観光系

「活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る」

地域特性に応じて個性的で競争力ある農業が営まれているまち、商店が繁盛し地元企業が成長するまちを目指す。さらに、高次都市機能の充実、多様な都市型サービス業の集積を図り、雇用機会に恵まれ、知的創造が盛んに行われ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを実現する。

(5) 都市基盤系

「南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る」

南北軸を創出し、新市の南北方向の時間距離を縮め、新市に散在する公共施設、交通施設等へ短時間で到着できる便利なまちを実現するとともに、南北軸と東西軸とを連携させて、広域的な交通利便性の良さに磨きをかける。さらに、この南北軸を活用して、中心市街地を連絡する公共交通を充実させて交通弱者にも優しいまちを目指し、さらに中心市街地では都市機能を充実させて、賑わいのあるまちを実現する。

(6) 連携・協働・交流系

「住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る」

住民が主体的にまちづくりを考え、老若男女がともにまちづくりに参加して、自立の気風に満ちたまちを実現する。そして、異なる個性を備えた地域が相互に連携し、中心地域と周辺地域の隔てなく均衡ある発展を目指す。さらに、異なる立場の住民、企業、行政が相互に協力し、地域活動、地域間交流、国際交流を活発に行い、住民の意思と活力に支えられたコミュニティー活動や交流活動の盛んなまちを実現する。

(7) 行財政改革系

「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る」

新市に散在する公共施設の有効活用、情報通信技術の導入、住民ニーズの高い部門への重点的な職員配置等によって、行き届いた行政サービスが提供できるまちを目指す。また、人材の有効活用や育成を通じて政策立案能力を高め、国・県に対しても提言を行える自立した地方都市を目指す。その一方で、行政組織のスリム化や業務の効率化を進め、無駄を省いた新市運営を実現する。

3. 土地利用の方向性

新市は北部に山を、南部に海を、また、南北の市街地間には小笠山を有するといった地理的特徴を持つ。産業的には農・工・商業のバランスの良い発展を遂げているが、今後のさらなる発展にあたっては、南北交通基幹道路網や地域の幹線道路の整備を進め、大動脈である東西交通網への良好なアクセスを確保する必要がある。

新市の土地利用については、道路網整備による新市のネットワーク化・一体化を進めるとともに、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮しつつ、都市的整備及び農業基盤整備を積極的に進めるものとする。

なお、これらの方針を実現するため、新市において国土利用計画等を策定し、適正な土地利用の確保を図る。

4. 重点プロジェクト

■重点プロジェクトー1

新市融合に向けた交通基盤の充実

名 称	新市融合に向けた南北幹線道路と交通システムの整備
目 的	新市の背骨となる南北幹線道路の整備により、新市の一体化を促すとともに、新市の南北間の円滑な往来を実現する。さらに旧市町を連絡するバス路線の確保により、旧市町の市街地間の円滑な移動を実現する。
内 容	<p>新市の一体性の確保のため、海山を連携する道路整備を図る。なお、早期に合併効果を発揮させるために、まずは旧市町の市街地間を円滑に結ぶよう路線の一部をバイパス化するなど最優先事業として重点的に整備するとともに、幹線となる県道の整備について強く要望していく。</p> <p>交通システムについては、新たに南北幹線道路が整備されるまでは既存幹線道路を利用し、乗り換えなしの大須賀発大東経由掛川行きバス路線の確保に努める。また、新たな南北幹線道路の完成後については、この幹線道路を利用したバスの運行等についても調査検討を行う。</p> <p>さらに、公共交通が不便な地域の改善を図るため、地域特性に応じた交通システム導入に向けた調査を行う。</p>

■重点プロジェクトー2

医療、保健、福祉・介護の連携強化による健康・福祉の充実

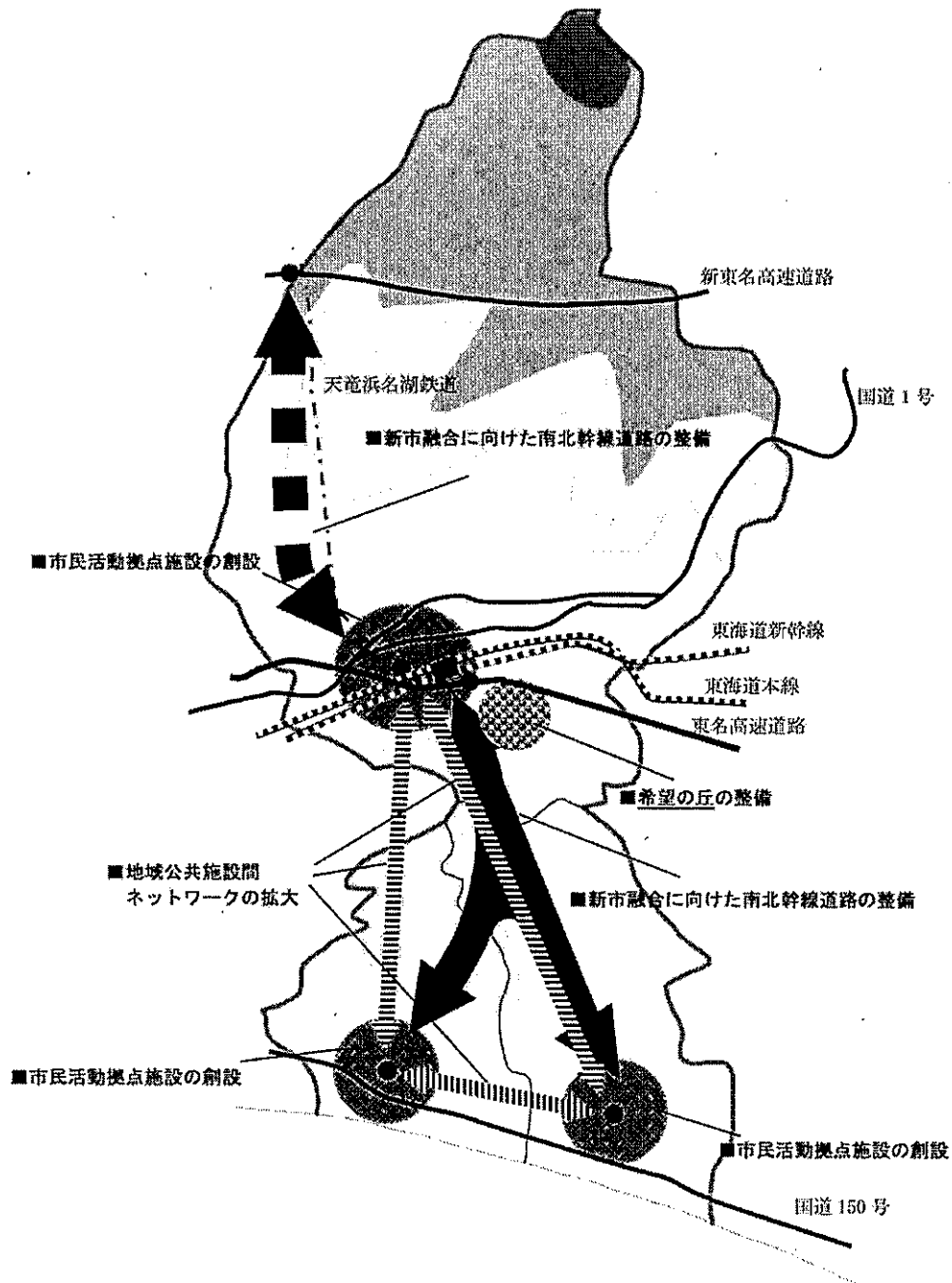
名 称	希望の丘の整備
目 的	現在の社会においては、すべての人が普通の生活を営むことができる社会を実現するノーマライゼーションや、健康管理を重視して疾病予防を図る考え方が求められている。医療・保健・福祉機能が連携した「 <u>希望の丘</u> 」を拠点として整備し、地域の関連施設のネットワーク化を図るなど包括的地域ケアシステムの確立を図ることで、寝たきり老人を出さない健康長寿のまちづくりを推進する。
内 容	医療、保健、福祉・介護施設の連携強化、システム化など、総合的に住民の健康を増進させる包括的地域ケアシステムの確立を図るため、拠点施設として健診機能（より高度な人間ドック機能）、健康・福祉相談機能、福祉ボランティア支援機能等を兼ね備えた施設を、医療連携の円滑性に考慮して旧市立総合病院の近隣に整備する。運営にあたっては、市内医療機関、東京女子医科大学、福祉団体等と連携し、健診データの共用・活用を図るほか、健康づくりに関する公開講座の充実等によって、地域医療・健康管理の向上を図る。また、住民の健診のほか、市内企業や団体の定期健康診断などを積極的に受け入れ、住民の健康確保に努める。

■重点プロジェクト－3

市民協働型まちづくりに向けた市民活動支援体制の充実

名 称	市民活動支援センターと地域公共施設間ネットワークの整備
目 的	<p>市民活動拠点施設の創設とネットワーク基盤の整備により、既存のボランティア活動をはじめとする各種NPO団体の活動の充実やNPO法人の設立を促すとともに、活発な情報交換の中から各種団体の相互連携を強化し、自主自立の精神に基づく市民主体のまちづくりの推進を図る。</p> <p>さらに、これらの各種団体がネットワークを活用して、新市全体に情報発信を行えるよう支援し、住民の関心を高めて活動への住民の幅広い参加を図ることで、文化施設のより有効利用や新市全体の文化向上を目指すとともに、多くの住民が自らまちづくりに取り組む市民協働型のまちを創る。</p>
内 容	<p>体育協会、文化協会などの各種協会、まちづくりや健康・福祉に活躍する各種団体と行政との機能分担・協働を進める基盤づくりとして、活動環境の整備による活動の活性化、新市全体への情報発信、団体間の情報交流を支援する市民活動支援センター整備を行う。旧1市2町市街地の公共施設等を有効活用して、NPO法人設立相談コーナー、資料コーナー、会議室、情報交流や作業コーナーなどを設け、手軽に活動ができる場として整備を行う。旧市町それぞれに設置される市民活動施設は、新市の拠点施設を結ぶ地域公共施設間ネットワークに組み込み、相互に連携させていく。</p> <p>さらに、公共施設の管理運営に対する住民参加を促進するとともに、情報発信を通じて各種のテーマに応じたグループ活動の拡大が図られるよう支援し、新市全体の文化向上、住民主体の社会づくりを実現する。</p> <p>また、交流を通じた生涯学習の推進、まちづくりの推進のため、すべての地域情報化の基盤として学校、図書館、市民活動施設など主な公共施設を結ぶ地域公共施設間ネットワークを拡大する。</p>

5. 重点プロジェクト概念図



V. 新市の施策

1. 住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る

① 健康づくり・予防医学の充実

中東遠総合医療センター、医科系大学、行政が連携し、健康づくり、予防医学・検診体制の充実を図り、住民が健康で長生きできるまちを実現する。

② 先進的な保健医療機能の集積

新市の良好な自然環境を活かしつつ、住民や来訪者の心身をリフレッシュさせる「癒し」機能の集積を図り、住民の健康増進を実現する。

③ 在宅医療・在宅福祉の充実

市内の医療機関の連携を促し、在宅医療を充実させて、通院困難な住民や独居老人等に対してきめ細かい医療を提供していく。さらに行政、福祉団体、民間事業者が協力し、充実した在宅福祉を実現する。

④ 高齢者福祉施設の充実

高齢者の増加を踏まえて、高品質で家族的雰囲気具备了た高齢者福祉施設を充実させて、住民が安心して老後を迎えることができる社会を実現する。

⑤ 障がい者支援の充実

障がいのある人もない人と全く同じように活躍できる社会を目指し、障がい者福祉施設、支援体制、相談機能を充実させて、手厚い障がい者福祉を実現する。

⑥ ユニバーサルデザインに配慮した社会の実現

高齢者や障がい者のみならず、すべての住民が安全かつ容易に利用できる建物や街に改善し、ユニバーサルデザインに配慮した社会を提供し、高齢者や障がい者をはじめとしてすべての住民が積極的に社会参加できるまちを実現する。

⑦ 子育て環境・子育て支援策の充実

子育てに対するニーズが多様化していることを踏まえて、保育サービス、保育内容、保育環境、育児支援策を充実し、住民が安心して子育てができるまちを実現する。

⑧ スローライフによる健康増進

効率性や速さを重視し過ぎた生活を見直し、伝統的食文化、温泉等による伝統的療法を生活に取り入れ、自然と調和した暮らしを取り戻して、健康増進を図る活動を普及する。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
<p>■医療機関の連携による予防医学・治療医学の充実</p>	<p>市内医療機関、東京女子医科大学、福祉ボランティア団体との連携により、予防医学の普及、治療医学の充実、先進的な健康医療技術の習得を図り、健康づくりを推進する。さらに、健康管理や健康増進の機会を住民に均等に提供できるよう、健診・相談指導・福祉ボランティア機能等を備えた<u>希望の丘</u>を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>希望の丘</u>の整備（重点プロジェクト） ・医療機関の連携による予防・治療医学の普及（重点プロジェクト）
<p>■新たな手法による健康づくり</p>	<p>福祉と保健の連携によって、健康増進機能を強化していく。高齢者福祉施設等へのユニバーサル園芸が普及されるよう、指導者の育成を図るとともに、施設整備に対する支援を行う。さらに温泉に併設して健康増進設備や健康指導体制を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル園芸指導者の育成及びユニバーサル園芸施設整備に対する支援 ・温泉利用健康増進設備の整備（トレーニング施設の整備、温泉入浴指導員の常駐）
<p>■子育て支援体制の充実</p>	<p>育児相談、育児教室等を行う子育て支援施設、共働き家庭などの子供の育成支援をするために学童保育施設を拡充する。さらに育児中の母親世代と、子育てを終えた世代との交流等を通じて、子育てを応援する仕組みを整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターの整備 ・放課後児童クラブの整備 ・子育て応援の仕組みづくり
<p>■スローライフ実践コースの提供</p>	<p>新市を探訪しながら健康増進に役立ち、新市の一体性形成にも貢献する新市探訪自転車ロードマップを作成するとともに、スローライフに合致した自転車イベントを開催する。さらに新市のほぼ中央に位置する小笠山にハイキングコースを整備し、スローライフについて思いをめぐらす散策コースを提供する。また、市民自らが農産物を栽培できるよう、休耕地を活用した市民農園を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市探訪自転車ロードマップの作成とイベントの開催 ・小笠山ハイキングコースの整備 ・休耕地を活用した市民農園の提供

2. 美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る

① 貴重な自然環境の保全

新市北部の山間地、中央に位置する小笠山、南部の海岸線や河川は、新市の骨格をなす自然環境であり、保全と管理に努め、自然環境の豊かなまちを継承していく。

② 美しい景観の形成

砂浜海岸、丘陵地の茶畑、屋敷の楨囲いは新市を特長づける景観である。良好な景観の保全、美しい景観形成に向けた仕組みを整え、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現する。

③ 安全で安定した上水の提供

信頼できる安全な水の安定的な提供体制、災害にも強い供給体制を整備し、安全・安心な市民生活の実現を図る。

④ 生活排水対策の充実

人口密度や地形等の地域特性に合わせて、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を組み合わせた生活排水処理対策を実施し、河川の水質を向上させるとともに、快適な居住環境を実現する。

⑤ 資源循環型社会の実現

環境教育を充実させ、住民、事業所、行政が協力して廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の再利用、再資源化の仕組みを整え、資源循環型社会の実現を図る。

⑥ 自然エネルギーの活用

太陽光や風力などの自然エネルギーや新エネルギーが、住宅や事業所で積極的に活用されるよう支援策を充実させ、地域のエネルギー自給率が高い環境都市を実現する。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
<p>■自然環境保全体制の充実</p>	<p>新市の貴重な自然環境の保全に向けて市をあげて環境教育に取り組み、自然環境調査を充実させて市民とともに自然を守り育てる仕組みを作るとともに、自然保護団体の活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の充実 ・自然環境調査の拡充
<p>■歴史伝統街並み空間の活用</p>	<p>城下町や宿場町等の歴史的街並みの保全、良好な都市景観や田園景観の形成に向けて、景観形成ガイドラインを作成するとともに、町屋の保存及び利活用等について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町屋の保存及び利活用のための計画作成
<p>■上水道の整備、水道連絡管敷設事業</p>	<p>安全・安心な水の供給に向け上水道の整備を図るとともに、旧市町間の上水道管の連絡管接続を早期に図り、大井川広域水道企業団からの責任水量を有効活用することで、安心な水の安定供給を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道連絡管敷設事業
<p>■廃棄物再利用の充実</p>	<p>資源循環型社会の実現に向けて、廃食用油、生ごみ等、廃棄物を利用したエネルギーシステムの構築・導入について検討する。さらに全庁内で、環境に対する管理の仕組みを整備し、環境ISOの認証取得を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル、バイオガスなどの導入調査 ・環境ISO14001の認証取得
<p>■自然エネルギー発電施設の拡充</p>	<p>環境に優しい都市の実現に向けて、公共施設の新改築等に際して、太陽光や風力等の自然エネルギー発電施設の導入を図る。さらに住宅用ソーラー発電設備導入に対する補助等を積極的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への自然エネルギー発電施設の導入 ・ソーラー発電の普及促進

3. 子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る

① 子供たちの教育環境の充実

地域、家庭、学校の連携により、豊かな心を育む教育、子供の能力を引き出す教育、情報化や国際化に対応した教育等がさらに充実するよう、次代を担う子供たちに優れた教育環境を提供する。

② 生涯学習の推進と地域を支える人材の育成

全国有数の生涯学習が盛んなまちであり、報徳の精神が根付いている土地柄を踏まえ、さらに人材育成を充実させて、まちづくりをはじめとして地域を支える人材を育成する。

③ スポーツ環境の充実

青少年の心身の強化や、幅広い住民の健康増進を目指し、住民が手軽にスポーツに親しむことができる環境を創出する。

④ 学習・文化機能の充実

住民が気軽に利用できる図書館の拡充、地域の歴史文化を保存・伝承する学習施設の充実等により自由に学習できる場を充実させる。また伝統的文化を地域の財産として後世に伝えていくとともに、新しい都市的文化を広めることに努め、住民が幅広い文化に触れる環境をつくることで、住民の夢実現を応援するまちを実現する。

⑤ 歴史的資源の再生と活用

掛川城、高天神城跡、横須賀城跡、城下町や宿場町の面影を残す 街並みなどは、新市の貴重な歴史的資源であり、統一的な考えの下に保全、再生、活用を図り、地域の歴史を後世に伝えていく。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
<p>■学校給食の充実</p>	<p>児童・生徒の心身の健全な発達と正しい食習慣を身につけるため、学校給食において積極的に食育に取り組むとともに、安全・安心な給食を提供する学校給食施設を整備する。併せて災害時における支援機能等を備える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターの整備
<p>■学校間ネットワークの活用とIT教育の充実</p>	<p>情報化社会に対応した教育環境の提供に向けて、教育用パソコン及び指導体制等のIT教育環境の充実、ネットワーク化による学校間の連携強化を図り、情報通信機器をより活用できる生徒を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン機器、環境の充実 ・市教育センター機能の強化による指導者体制の充実 ・生徒が自ら作るホームページによる学校間交流の促進
<p>■海山交流、歴史文化交流を生かした体験学習</p>	<p>豊かな心を備えた児童・生徒の育成に向けて、新市の恵まれた地域資源を活用し、海や山の自然体験学習、歴史や文化交流を生かした体験学習を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海と山の自然を活用した体験学習の充実 ・歴史や文化交流を生かした体験学習の充実
<p>■幼稚園・保育所の再編</p>	<p>少子化の中、優れた幼児教育環境の実現に向けて、幼稚園、保育所の枠を超えて再編整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所の再編整備
<p>■ネットワーク活用による生涯学習情報の交流促進</p>	<p>均等な生涯学習機会の提供に向けて、新市の公共施設を情報通信網で結び、生涯学習情報の提供及び生涯学習講座を拡充するとともに、身近な場所で受講できる仕組みを整える。さらに文化施設の連携により、企画運営能力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITを活用した生涯学習情報・講座の提供 ・文化施設の企画運営能力の向上による市民が利用したくなるメニューの提供
<p>■スポーツ施設・活動推進体制の充実</p>	<p>住民が手軽で身近にスポーツに親しむことができるよう、新市のバランスを考えたスポーツ施設の整備を図る。さらに幅広い住民のスポーツ活動参加に向けて、指導体制の充実した地域に根付いたスポーツクラブを育成する。また、住民がより多彩で幅広く施設を選択して、手軽に利用できるよう公共施設予約の広域的な連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市南部のスポーツ施設の整備
<p>■図書館・資料館の充実</p>	<p>住民が身近に学習・文化に親しむことができるよう、新市におけるバランスに配慮し図書館、資料館を整備する。さらに既存の図書館も含めた連携強化と、役割分担を考え、収蔵図書、映像、音楽などに特徴を持たせて個性ある図書館を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館・資料館の整備
<p>■3城跡等の保全再生活用の推進</p>	<p>新市が誇る3箇所之城跡等の保全再生を進めるとともに、散在する歴史資源マップの作成、歴史資源ガイドボランティアの育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全再生・活用検討の推進 ・歴史建築物等の保全・活用

4. 活発な産業活動が営まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る

① 地産地消のまちづくり

遠州灘の海岸線を中心として砂地農業が営まれ、高品質な野菜や果物が生産されている。平地では良質の米が栽培されるとともに、丘陵地では日本有数の生産量を誇る茶が栽培されている。安全で美味しい地場農産物の地域消費を促し、地産地消のまちづくりを進めていく。

② 次世代型農業の実現

農業生産基盤の充実とともに、経営組織の強化、生産体制の効率化、流通経路の開拓等を促し、競争力ある農業に向けて法人化や企業経営の手法を取り入れた合理的な農業経営の実現を図る。さらに、新規就農者に対する支援拡充を通じて担い手の確保及び育成を行う。

③ 世界農業遺産の維持・活用

「静岡の茶草場農法」の世界農業遺産認定により、地域資源への理解醸成や指定希少野生動植物種の保護等に努める必要があり、静岡の茶草場農法の維持・活用に努める。

④ 地域商業の活性化

便利で快適な暮らし、まちの活気、住民の交流等にとって地域の商店街はなくてはならないものであり、新市における商業の活性化を図る。

⑤ 雇用機会の確保に向けた企業誘致と支援拡充

有力企業の集積実績、交通利便性の向上等を生かして、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、地場企業、立地企業、さらに起業家に対する支援を拡充し、地域産業の活性化を図り、住民に多様な雇用機会を提供する。また、工業用水の水利確保について研究を進める。

⑥ 観光の振興

歴史的資源、風景や温泉等の自然環境の活用や、農業や民間集客施設との連携を通じて、来訪者にとって魅力あるまちづくりを進め、交流人口を増やして地域経済を活性化していく。

⑦ 高次都市機能の充実

新市の高次都市機能の充実を目指し、緑茶、種苗、予防医学等の地域資源に関する研究開発機能、既設有力企業の研究開発機能の誘致を行う。

⑧ 都市型サービス業の集積促進

市街地再開発ビルを核としながら、新たなサービス業の進出を促す仕組みを整え、住民の暮らしや事業活動をサポートする多様な都市型サービス業の集積を図る。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
<p>■地産地消の環境づくり</p>	<p>朝市等のイベントを活用して、海産物を山側で、山地ものを海側で販売するなど販売交流の促進を図る。地域の特色ある農産物の加工・体験・販売施設の戦略的な整備とネットワーク化による連携事業の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントを通じた販売交流の促進 ・地場産品の販売施設、設備の充実
<p>■農業法人化の促進</p>	<p>合理的で足腰の強い農業経営の実現に向けて、地域農業の調査研究、組織の支援等により農業法人化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業振興組織への支援 ・農業法人化への支援
<p>■新規就農者の確保</p>	<p>農業研修または農業大学校等の修了者に対する新規就農を支援し、農業者としての定着を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業研修者への就農支援
<p>■空き店舗・オフィスを活用した起業家創出事業</p>	<p>地域商業の活性化と起業家支援のため、商店街の空き店舗、空きオフィスを利用した事業について全国から広く企画・運営者を募集し、優秀な企画については一定期間、事業運営の支援を行う。さらに起業家を育成するため、報徳の思想に基づいたビジネス教育を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗・オフィスの利活用による商店街の活性化 ・報徳の理念を生かしたビジネス教育の創出・研究
<p>■工業用水の水利確保</p>	<p>企業立地条件の向上を目指して、工業用水の安定供給に向けた調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業用水確保に向けた調査研究
<p>■企業誘致・産学連携体制の充実</p>	<p>企業誘致の促進、既存立地企業の定着化を図るために、企業誘致体制・産学連携体制を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業コーディネーターの配置
<p>■観光施設ネットワーク創出と周遊型イベント開催</p>	<p>市内の3城跡を中心とした観光コースの創設、さらに周辺市町の観光施設やイベント等と連携し誘客を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3城跡を中心とした観光ネットワークの検討

5. 南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る

① 海山連携道路の実現

渋滞を解消するとともに1市2町の市街地間を20分程度で結ぶ道路の早期実現を目指し、南北間の円滑な生活・産業交通を実現する。さらに抜本的な解決策として、国道150号から新東名高速道路に至る海山連携道路を計画し、新市の背骨となる南北軸を創出する。

② 南北軸と東西軸の連携

南北幹線道路と東西幹線道路及び東海道新幹線等の連携がもたらす、関東・中京・関西圏へ時間短縮効果や交通結節点としての特性を活かし、人、物、情報の活発な交流を促して、地域全体の活性化を実現する。

③ 地域間道路・生活道路網の充実

南北幹線道路とともに、健康・医療、経済・産業、文化、行政などの市民生活に密着した公共施設・交通施設を連絡する道路についても充実を図り、新市全体の均衡がとれた利便性が高く生活環境の充実したまちを実現する。

④ 地域特性に応じた交通システムの導入

人口密度や地域コミュニティの熟度に応じて、利便性と経済性を備えた新公共交通システムの導入を図り、交通弱者の通学、買物、通院等の利便性向上を図る。

⑤ 中心市街地の活性化

集客の核となる商業機能や文化余暇機能、憩いの場や子供たちの遊び場となる身近な公園を充実させて、中心市街地への居住促進を図り、人が集まり賑わいある中心的市街地を実現する。

⑥ 中心的な憩いの場（交流広場）の提供

全住民のレクリエーション活動の拠点となり、住民相互の交流や住民の健康づくりにも役立つ、新市の中心的な憩いの場を創出する。

⑦ 防災拠点の確保、防災機能の強化

防災拠点の充実、避難路の確保、公共施設の耐震性の向上、河川や池沼の治水機能等の強化などによって、災害に強い安全なまちを実現するとともに、ハザードマップの整備・公表・周知により住民の防災意識の向上を図る。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
<p>■新市融合に向けた南北幹線道路の整備</p>	<p>新市の一体性形成、全市的な交通利便性の向上に向けて、南北軸幹線道路を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地間連携ルートの整備（重点プロジェクト） ・海山連携ルートの整備（重点プロジェクト）
<p>■地域間道路・生活道路網の充実</p>	<p>新市全体の均衡がとれた利便性が高く生活環境の充実したまちの実現のため、公共施設・交通施設等を連絡するための道路を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と公共施設・交通施設等を結ぶための地域間道路・生活道路の整備
<p>■新市民の円滑な往来に向けた交通システムの充実</p>	<p>新市民の円滑な移動を実現するため、旧市町の市街地間を結ぶ循環バスの開設や、新市全体の公共交通利便性向上に向けた調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧市街地間を乗り継ぎなく結ぶバス路線の確保（重点プロジェクト） ・総合交通体系の調査（重点プロジェクト）
<p>■新市民の交流広場の整備</p>	<p>旧市町の結節点となる小笠山山麓部において、新市の一体性形成、住民の交流や健康づくりに貢献する、自然を生かした拠点的公園を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小笠山の自然を生かした交流広場の整備 ・自然観察会、フリーマーケット等のイベント開催による住民交流促進
<p>■全市的な防災機能の強化</p>	<p>新市全体の防災機能の向上を目指し、防災計画の策定、通信システムの充実、消防及び防災施設・設備の充実、公共施設の耐震性向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市防災計画の作成 ・同報無線、行政無線等の防災無線体制の整備 ・広域的な消防施設・設備の整備 ・ハザードマップの整備 ・津波対策施設の整備

6. 住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る

① 住民参加システムの構築

地域のことは地域で考え、地域で行動を起こしていくことができるよう、住民が自ら積極的にまちづくりに参加する仕組みを整え、自立の気風に満ちたまちを実現する。

② 男女共同参画の推進

性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立ち社会制度や慣行の見直し、意識の改革を行う。男女がともに活躍できる環境の実現に努め、市民の個性がより活かされる新市を実現する。

③ 均衡ある発展に向けた役割分担

異なる個性を備えた地域が相互に尊重し合い、地域ごとに特徴ある役割を担うことによって、全市域が均衡ある発展を実現していく。

④ 新たな情報媒体による地域情報発信

コミュニティーFMといった新たな情報媒体の導入を検討し、日常生活に密着した地域情報を全住民に効果的に伝達する仕組みを整えるとともに、魅力ある情報発信ができる人材の育成を図り、地域情報の共有化によって新市の一体感を早期に実現する。

⑤ 報徳の精神に基づいた地域活動の促進

報徳の精神が根付いている地域特性を踏まえ、地域活動に対する支援を拡充し、新たなボランティア活動、NPO活動などの地域活動が次々と生まれてくる自立の気風に満ちたまちを実現する。

⑥ 国内・国際交流、国際化の推進

若者の国際感覚の醸成、地場企業の国際化を促すため、在住外国人との交流や国際姉妹都市との交流を推進し、国際的に活躍できる人材を養成する。さらに住民に多様な活躍の機会を提供するため、住民や地域の団体が育んできた地域間交流を応援し、市民の交流活動を生かしたまちづくりを実現する。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
<p>■ 市民活動支援体制の充実</p>	<p>自治会や集落単位など住民自らが地域整備等を積極的に推進する制度を拡充するとともに、旧市町市街地に、ボランティア活動やNPO活動の拠点施設を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の地域活動への支援 ・ ボランティア、NPOの活動拠点施設の整備（重点プロジェクト）
<p>■ 男女共同参画の推進</p>	<p>性別にかかわらず男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会の実現に向けて、新市における男女共同参画の推進計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市男女共同参画推進計画の策定 ・ 男女共同参画出前講座の開催
<p>■ 新市融合に向けた地域情報発信機能の強化</p>	<p>新市の融合促進、地域情報の共有化実現に向けて、災害時の通信手段としても利用可能な新市のコミュニティーFM局の事業可能性について調査検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティーFM局開設調査
<p>■ 在住外国人への支援充実</p>	<p>新市の国際化に向けて、国際交流団体の育成支援を通じて、在住外国人の相談窓口の拡大、日本語教室の拡充、活躍の場の提供を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在住外国人への相談窓口の充実 ・ 日本語教室の拡充

7. 行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る

① 電子自治体の実現

自宅や身近な公共施設からの申請手続きや行政情報の入手、離れた公共施設で開催される講習会の自宅や身近な公共施設での受講、ICカードを利用した情報の高度利用などのインターネットや情報通信機器の活用、地理情報システム（GIS）の活用による効率的な土地情報の管理・利用により、電子自治体の実現を図る。

② 効率的な行政組織の実現

合併を契機とした行政組織の見直し、住民や企業との連携を進め、行き届いた良質な行政サービス提供と効率化が両立した行政組織を実現する。企業、NPO、ボランティアと行政との適切な役割分担を検討してアウトソーシングの推進に努めるなど、スリムで効率的な行政組織を実現する。また、併せて定員適正化計画を速やかに策定し、行政組織のスリム化推進に資する。

③ 政策立案能力に優れた人材の育成

企画部門の充実、職員の育成を強化し、地方分権時代にふさわしい政策立案能力の高い組織を目指していく。行政ニーズの多様化や高度化に対して的確に対応できる専門的な知識を有する職員を育成する。

④ 広域行政による効率化の実現

新市の周辺自治体との連携によって機能補完や業務効率化等が実現できる場合は、積極的に広域行政に取り組み、周辺自治体と協力して行政サービスの向上、コストダウンを目指していく。

⑤ 成果を重視した新たな仕組みの創設

行政評価システム、公共事業コスト削減指針、PFI事業ガイドライン等、行政を効率的かつ効果的に進める新しい仕組みを検討し、住民や地域への貢献の視点に立った行政サービスを実現する。

⑥ 戦略的な都市経営と健全な財政運営

バランスシートの作成、外部監査制度、成果主義に基づく人事評価制度等の導入を検討し、経営的視点を一段と充実させて、人件費をはじめとする行政経常経費の削減を図り、新市の効率的な運営、財政的な健全性を維持していく。

⑦ 市民の声を大切にすまちづくり

地域の声を積極的にまちづくりに活かしていくことができるように、地域の声をくみ上げる新たな仕組みを整える。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
<p>■生活利便性向上に向けた電子自治体の実現</p>	<p>生活利便性の向上に向けて、地域高速通信基盤の充実を図る。さらに、情報通信機器、情報通信網を活用して、公共施設のネットワーク化、ＩＣカードの活用などにより、住民が利用しやすい住民サービス、高度な情報サービスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共施設間ネットワークシステムの拡充（重点プロジェクト） ・総合窓口システムの導入 ・ＩＣカードを利用した証明、届出、施設予約等の高度情報システムの導入 ・地域高速通信基盤の充実
<p>■身近な住民サービス保持に向けた庁舎機能の整備</p>	<p>新市全体に均等な住民サービスを提供するため、住民サービス機能の保持と住民の安心を守るための機能を持つ庁舎を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁の改修・支所の整備等
<p>■スケールメリットを生む広域処理の推進</p>	<p>行政サービスの向上とコスト削減に向けて、火葬場、一般廃棄物処理、消防業務等は、スケールメリットが期待できる広域処理を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場、一般廃棄物処理、消防業務等の広域処理
<p>■行政効率化に向けた新たな制度等の導入</p>	<p>事務事業、住民サービスなど行政全般の効率化を図るため、住民、成果、コスト等を重視した行政評価システムの構築、管理手法の導入を行うとともに、事業のアウトソーシング化についても計画的に進める。また、財務等の透明性の確保に向けて、外部監査制度導入調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい行政管理手法（ニュー・パブリック・マネジメント）の導入 ・外部監査制度導入調査
<p>■住民意見反映の仕組みづくり</p>	<p>住民の意見を今まで以上に大切に汲み上げるため、インターネット等を通じて計画段階から内容を広く公開し意見を求める仕組みを導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント制度の導入

VI. 新市における静岡県事業の推進

新市は、静岡県の諸施策の推進と協働して計画的なまちづくりを推進する。

1 静岡県に要望する事業

分野	主要事業概要	地区名・路線名等
美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る	多様な生態系など農業・農村の持つ多面的機能を生かすため、土地改良施設等の適切な維持管理、多面的機能の発揮や自然環境の保全・再生を推進する。	・田園自然環境保全整備事業（田ヶ池地区）
活発な産業活動が営まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る	農業経営体の育成及び農業経営の安定等に資するため、生産基盤及び生活環境の整備を一体的に実施する。	・経営体育成基盤整備事業（西大淵地区、大井川用水沖ノ須地区、山崎地区） ・経営体育成樹園地再編整備事業（浜・藤塚地区）
南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る	南北間の円滑な生活・産業交通を実現するため、市街地間連携ルートの整備を行う。 また、地域相互の一体性強化のため、散在する公共施設・交通施設等への道路の整備を行う。	・掛川大東線 ・掛川大東大須賀線 ・大須賀掛川停車場線 ・掛川天竜線
	高潮・津波・洪水・土砂崩壊等の災害から住民の生命・資産を守るため、河川改修、砂防事業等を行う。	・与惣川 ・新田川 ・垂木川

2 静岡県が実施を予定する事業

分野	主要事業概要	地区名・路線名等
美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る	都市と農村の共生、地域の活性化のため、伝統的農業施設や美しい農村景観等の保全、復元に加え、これらを結ぶ田園散策道等の整備を行う。 また、農業水利の確保とともに生態系を守るため魚道整備等を行う。	・田園空間整備事業（遠州南部地区） ・地域用水環境整備事業（原野谷川地区）
活発な産業活動が営まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る	農業経営体の育成及び農業経営の安定等に資するため、生産基盤及び生活環境の整備を一体的に実施する。	・経営体育成樹園地再編整備事業（牧之原・掛川地区、東山口地区、大浜地区、千浜地区、本谷地区_____） ・農地総合開発整備事業（東山口地区） ・経営体育成基盤整備事業（平塚地区）

分野	主要事業概要	地区名・路線名等
活発な産業活動が営まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る	農業水利施設の機能診断及び劣化の予測に対応した予防保全及び更新を行い、用水の安定供給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・かんがい排水事業（大井川用水掛川幹線、菊川左岸幹線_____） ・基幹水利施設ストックマネジメント事業（横須賀地区）
	農業生産の集団化、組織化を推進するとともに農産物の集荷・出荷及び輸送体制を確立するため、地域の幹線となる農道及び集落間農道を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・農免農道整備事業（伊達方公文名地区、千羽八坂地区） ・一般農道整備事業（掛川高瀬地区、高天神地区）
南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る	豊かで創造的な地域社会の形成及び安全で快適な生活環境を確保し、地域間の物流・移動を確保して地域産業の活性化のための道路整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川大東線 ・掛川川根線 ・焼津森線 ・中方千浜線 ・原里大池線（都市計画道路・下俣二瀬川線を含む）
	高潮・津波・洪水・土砂崩壊等の災害から住民の生命・資産を守るため、河川改修、砂防事業等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・佐束川 ・亀惣川 ・坊主渕川 ・三沢川 ・下紙川
	農地災害の未然防止のため、台風などの大雨や地震等の自然災害に対して非常に弱い、ため池・河川を整備する。また、湛水による災害を防ぐため、排水機能の機能低下を防止するための整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池等整備事業（小笠池地区、正道頭首工地区） ・農地防災ダム事業（西大谷池地区） ・農業用水利施設保全対策事業（大須賀地区）

VII. 公共施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政に与える影響を十分に考慮した上で、再編整備していくことを基本とする。

学校、幼稚園、保育所等については、将来人口や地域の特性を考慮しながら、今後のあり方を検討する。支所については、市民窓口サービスの低下を招かないように配慮し、必要な機能の整備を図る。

VIII. 財政計画

財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本として、行財政改革の_____推進に配慮しつつ、社会保障_____経費の増大や、新市建設計画の実施に必要な経費等を反映させ、普通会計の歳入・歳出の項目ごとに作成した。

※平成30年度までは決算額、令和元年度は決算見込額、令和2年度以降は推計に基づく計画額

〔令和2年度以降の財政計画作成にあたっての前提条件〕

1. 歳入

(1) 地方税

各税目ごとに、直近の実績のほか、将来人口の推移や経済成長率等を勘案して見込む。

(2) 地方交付税

普通地方交付税は、現行_____制度を基本とし、地方税等の増減と連動させるほか、地方債の元利償還金に対する交付税措置を反映させる。合併に伴う普通地方交付税の算定の特例（合併算定替）については、平成28年度以降の縮減、令和2年度の終了を考慮して見込む。

特別地方交付税は、国の交付税総額における特別地方交付税の割合の段階的引き下げを考慮して見込む。

(3) 国庫支出金、県支出金

過去の実績を基に、歳出の性質区分ごとの推移に連動させて推計する。

(4) 地方債

新市建設計画に基づく事業実施に伴う合併特例債や、普通地方交付税の推計により見込まれる臨時財政対策債を計上するほか、通常分については、歳出の普通建設事業費に連動させて推計する。

(5) その他

その他の歳入については、現況及び過去の実績の推移などを勘案し推計する。

2. 歳出

(1) 人件費

職員給与費等については、定員管理計画により一般_職員数の推移に連動させて推計する。

(2) 扶助費

直近の実績を踏まえ、将来人口の推移を勘案して推計する。_____

(3) 公債費

地方債の既発行分に係る元利償還額に、今後の新市建設計画に基づく事業実施に伴う合併特例債や、その他の新規発行分の償還見込額を加えて推計する。

(4) 繰出金

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療保険特別会計については、現行制度を基本とし、高齢化の影響を勘案し推計する。また、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽市町村設置推進事業特別会計については、それぞれの事業_計画に合わせて推計する。

(5) 普通建設事業費

新市建設計画に基づく事業のほか、過去の実績などを勘案し_____計上する。

(6) その他

その他の歳出については、現況及び過去の実績_____などを勘案し推計する。

歳入

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	20,306	19,778	22,273	23,023	20,717	20,428	20,697	20,373	20,760	21,136	20,895
地方譲与税	1,297	1,611	688	660	616	602	587	551	525	500	524
交付金	2,616	2,624	2,153	2,080	2,002	1,886	1,789	1,677	1,776	1,920	2,894
地方交付税	2,867	2,130	1,998	1,640	2,181	3,888	3,848	3,815	3,682	3,650	3,796
分担金・負担金	504	403	431	585	641	609	589	596	612	539	555
使用料・手数料	996	974	890	861	853	852	677	603	613	595	763
国庫支出金	3,553	3,075	3,046	2,930	5,032	4,740	4,119	4,076	5,190	4,615	4,732
県支出金	2,581	1,840	1,947	2,181	2,773	2,780	2,384	2,452	2,846	2,658	2,749
繰入金	189	713	638	780	648	130	1,348	1,949	482	248	477
地方債	3,970	3,864	2,960	2,775	4,369	4,351	4,117	4,697	5,782	3,667	4,188
諸収入・その他	6,562	5,177	4,434	4,844	3,918	5,341	4,435	4,332	4,414	5,068	4,814
歳入合計	45,441	42,189	41,458	42,359	43,750	45,607	44,590	45,121	46,682	44,596	46,387

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計
地方税	20,625	21,074	21,283	21,152	20,971	20,275	20,398	20,525	20,152	20,290	437,131
地方譲与税	522	521	533	549	546	541	536	531	527	530	13,497
交付金	2,576	2,817	2,864	2,738	2,906	2,900	2,920	2,940	2,960	2,981	52,019
地方交付税	3,492	3,449	3,257	3,309	3,433	3,395	3,499	3,433	3,152	3,112	67,026
分担金・負担金	503	536	521	374	295	295	295	295	295	295	9,768
使用料・手数料	762	773	779	739	676	675	675	674	674	674	15,778
国庫支出金	5,286	5,325	5,087	6,083	5,943	5,393	5,675	5,459	6,533	6,718	102,610
県支出金	3,281	2,960	3,132	3,221	3,224	3,219	3,221	3,574	3,226	3,229	59,478
繰入金	1,047	721	597	937	487	480	484	484	493	489	13,821
地方債	4,257	4,733	4,408	5,147	4,908	4,768	5,148	4,909	4,251	4,790	92,059
諸収入・その他	4,579	4,347	4,732	5,161	4,478	4,404	4,542	4,780	4,372	4,372	99,106
歳入合計	46,930	47,256	47,193	49,410	47,867	46,345	47,393	47,604	46,635	47,480	962,293

歳出

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	7,215	6,570	6,642	6,295	6,278	5,875	6,145	6,212	6,036	<u>6,212</u>	<u>6,125</u>
扶助費	3,720	3,874	4,073	4,160	4,436	5,947	6,289	6,314	6,433	<u>6,897</u>	<u>7,023</u>
公債費	5,638	5,715	5,882	5,973	5,476	5,646	5,285	5,200	5,138	<u>5,255</u>	<u>5,313</u>
物件費	6,941	6,183	6,437	6,548	6,487	6,375	6,462	6,410	6,375	<u>6,596</u>	<u>7,156</u>
維持補修費	473	468	466	479	478	491	535	540	503	<u>530</u>	<u>553</u>
補助費等	4,894	4,287	4,101	4,605	6,141	4,140	4,476	5,877	4,293	<u>3,918</u>	<u>3,877</u>
繰出金	2,923	2,927	3,251	3,123	3,746	4,458	4,155	4,150	4,223	<u>4,363</u>	<u>4,630</u>
投資・出資・貸付金	1,025	1,109	1,143	1,593	1,762	1,753	2,662	1,510	1,616	<u>1,693</u>	<u>2,345</u>
積立金	828	46	93	872	352	3,090	759	526	1,681	<u>777</u>	<u>960</u>
普通建設事業費	9,144	9,232	7,608	7,398	6,768	6,107	5,922	6,576	8,411	<u>6,688</u>	<u>6,645</u>
その他投資的経費	203	41	57	40	77	76	150	158	103	<u>198</u>	<u>238</u>
歳出合計	43,004	40,452	39,753	41,086	42,001	43,958	42,840	43,473	44,812	<u>43,127</u>	<u>44,865</u>

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計
人件費	<u>5,995</u>	<u>6,435</u>	<u>6,173</u>	<u>6,379</u>	<u>7,216</u>	<u>7,093</u>	<u>7,035</u>	<u>7,072</u>	<u>7,037</u>	<u>7,241</u>	137,281
扶助費	<u>7,996</u>	<u>8,151</u>	<u>8,232</u>	<u>8,945</u>	<u>8,791</u>	<u>8,803</u>	<u>8,810</u>	<u>8,816</u>	<u>8,822</u>	<u>8,829</u>	145,361
公債費	<u>5,239</u>	<u>5,210</u>	<u>5,186</u>	<u>5,391</u>	<u>5,234</u>	<u>4,990</u>	<u>5,337</u>	<u>5,334</u>	<u>4,910</u>	<u>4,949</u>	112,301
物件費	<u>7,513</u>	<u>7,799</u>	<u>7,761</u>	<u>8,151</u>	<u>6,887</u>	<u>6,956</u>	<u>7,025</u>	<u>7,025</u>	<u>7,025</u>	<u>7,025</u>	145,137
維持補修費	<u>523</u>	<u>459</u>	<u>407</u>	<u>582</u>	<u>407</u>	<u>407</u>	<u>407</u>	<u>407</u>	<u>407</u>	<u>407</u>	9,929
補助費等	<u>4,282</u>	<u>4,099</u>	<u>4,283</u>	<u>4,301</u>	<u>4,253</u>	<u>4,174</u>	<u>4,381</u>	<u>4,787</u>	<u>4,087</u>	<u>4,086</u>	93,342
繰出金	<u>4,714</u>	<u>4,959</u>	<u>4,746</u>	<u>5,224</u>	<u>5,028</u>	<u>5,254</u>	<u>5,206</u>	<u>5,248</u>	<u>5,307</u>	<u>5,323</u>	92,958
投資・出資・貸付金	<u>1,215</u>	<u>1,254</u>	<u>1,332</u>	<u>1,398</u>	<u>1,412</u>	<u>1,412</u>	<u>1,412</u>	<u>1,412</u>	<u>1,412</u>	<u>1,412</u>	31,882
積立金	<u>331</u>	<u>191</u>	<u>162</u>	<u>461</u>	<u>878</u>	<u>848</u>	<u>848</u>	<u>848</u>	<u>448</u>	<u>488</u>	15,487
普通建設事業費	<u>7,774</u>	<u>7,283</u>	<u>7,152</u>	<u>7,055</u>	<u>7,598</u>	<u>6,245</u>	<u>6,769</u>	<u>6,492</u>	<u>7,017</u>	<u>7,557</u>	151,441
その他投資的経費	<u>137</u>	<u>145</u>	<u>163</u>	<u>239</u>	<u>163</u>	<u>163</u>	<u>163</u>	<u>163</u>	<u>163</u>	<u>163</u>	3,003
歳出合計	<u>45,719</u>	<u>45,985</u>	<u>45,597</u>	<u>48,126</u>	<u>47,867</u>	<u>46,345</u>	<u>47,393</u>	<u>47,604</u>	<u>46,635</u>	<u>47,480</u>	938,122

付 録

新市建設計画体系図

～新市の将来像、まちづくりの考え方～
基本目標、主要施策

新市の将来像

海と山と街道がながり、夢・未来を創るまち

「海と山と街道がながり、夢・未来を創るまち」の意味
「海」とは遠州灘であり、「山」とは新市北部の山間地を意味している。この「海」と「山」は、新市が多彩な地味資源に恵まれていることを象徴するものであり、豊かさを醸成したかきさどであることを示している。そして「街道」とは、新市を東西に横断する広域交通体系を意味し、我が国の「人」「物」「情報」の動脈を担っていることを示している。この「海」と「山」「物」が融合し、さらに「街道」と連携することによって、新市全体はさらなる発展の可能性が広がり、住民の「夢」を実現し、「未来」を創出していくことになる。

海山連携のまちづくり

南北軸の創出、東西軸との連携によって便利になる、豊かになる、一つになる
南北軸の創出、東西軸との連携によって便利になる、豊かになる、一つになる。南北軸の創出、東西軸との連携によって便利になる、豊かになる、一つになる。南北軸の創出、東西軸との連携によって便利になる、豊かになる、一つになる。

健康長寿のまちづくり

都市基盤系
南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちづくり

生涯学習のまちづくり

経済・産業・観光系
活発な産業活動が生まれ、住民の豊かさを支えるまちづくり

健康・福祉・医療系
住民が安心して暮らすことのできる健康長寿のまちを創る

自然・環境系
美しい風景と快適な居住環境を創るまちづくり

教育・文化系
子供の健全な成長と住民の生涯学習を促し、住民の豊かさを創る

経済・産業・観光系
活発な産業活動が生まれ、住民の豊かさを支えるまちづくり

都市基盤系
南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちづくり

連携・協働・交流系
住民参加、連携と協働による自治の発展を促すまちづくり

行政改善系
行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちづくり

健康・福祉・医療系
保健、医療、福祉をさらに充実させて、高齢者、障がい者、子育て世代の人々を支援し、安心して暮らすことのできるまちを実現する。新市の発展、健康予防医療や介護サービスの充実、健康予防医療や介護サービスの充実、健康予防医療や介護サービスの充実。

自然・環境系
新市には山間地、丘陵地、平地、湖沼、河川があり、自然環境は多様性に富んでいる。貴重な自然環境を生かすとともに、保全し発展に資する。新市の発展に代わられるまちづくり、自然環境を生かすとともに、保全し発展に資する。

教育・文化系
子供の健全な成長と住民の生涯学習を促し、住民の豊かさを創る。新市の発展に代わられるまちづくり、自然環境を生かすとともに、保全し発展に資する。

経済・産業・観光系
地域特性に応じた個性的で競争力ある産業活動が生まれ、住民の豊かさを支えるまちづくり。新市の発展に代わられるまちづくり、自然環境を生かすとともに、保全し発展に資する。

都市基盤系
南北軸を創出し、新市の南北方向の空間的距離を縮め、新市に滞在する公共施設、交通施設等へ滞在時間を短縮し、利便性を高める。新市の発展に代わられるまちづくり、自然環境を生かすとともに、保全し発展に資する。

連携・協働・交流系
住民が主体的にまちづくりを考へ、老若男女がともにまちづくりに参加し、自治の発展を促す。新市の発展に代わられるまちづくり、自然環境を生かすとともに、保全し発展に資する。

行政改善系
新市に存在する公共施設の有効活用、情報通信技術の導入、住民サービスの向上を図る。新市の発展に代わられるまちづくり、自然環境を生かすとともに、保全し発展に資する。

主要施策
①健康づくり・予防医療の充実
②先進的な保健医療機関の整備
③在宅医療、在宅福祉の充実
④高齢者福祉施設の充実
⑤障がい者支援の充実
⑥ユニバーサルデザインに配慮した社会の実現
⑦子育て支援・子育て支援施設の充実
⑧スローライフによる健康増進

主要施策
①貴重な自然環境の保全
②美しい風景の形成
③安全で安定した上水の提供
④生活排水対策の充実
⑤資源循環型社会の実現
⑥自然エネルギーの活用

主要施策
①元来からの教育環境の充実
②生涯学習の推進と地域を支える人材の育成
③スポーツ環境の充実
④学習・文化環境の充実
⑤歴史・伝統文化の活用

主要施策
①地産地消のまちづくり
②次世代型産業の育成
③世界産業遺産の活用
④地域産業の活性化
⑤雇用機会の創出に向けた企業誘致と支援
⑥観光の振興
⑦観光型サービス産業の発展促進

主要施策
①海山連携道路の整備
②南北軸と東西軸の連携
③地域間連携・生活圏の拡大
④地域特性に応じた交通インフラの導入
⑤中心市街地の活性化
⑥中心核を軸としたまちづくり
⑦防災拠点の整備、防災機能の強化

主要施策
①住民参加型サービスの構築
②男女共同参画の推進
③約300ある集落に向けた役割分担
④新たな情報媒体による地域情報発信
⑤組織の刷新に基づいた地域活動の促進
⑥国内・国際交流、国際化の推進

主要施策
①電子自治体の実現
②効率的な行政組織の実現
③政策立案能力に優れた人材の育成
④広域行政による効率化の推進
⑤成果を重視した新たな仕組みの創設
⑥組織的な都市経営と健全な財政運営
⑦市民の声を大切にするまちづくり

■用語解説

■ア行

【IT（アイティー）】

Information Technology（インフォメーション・テクノロジー）の略語。情報技術、コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す。

【アウトソーシング】

「外部供給源の活用」が語意。企業が自社の業務を外部に委託することをいう。経営の合理化・効率化や財務体制の改善のために積極的に活用されている経営手法。

【インターネット】

世界的規模のコンピューター通信網のこと。職場、家庭にも急速に普及し、情報化社会の実現に貢献している。

【NPO（エヌピーオー）】

Non Profit Organization（ノン・プロフィット・オルガニゼーション）の略語。ボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利団体のこと。利益追求ではなく、特定の社会的使命の実現を目的とした活動を行う団体。

【温泉利用型健康増進施設】

厚生労働省が定める一定の基準を満たし、温泉を、利用した健康づくりを図ることができる施設。平成15年6月現在で全国に31施設ある。

■カ行

【外部監査制度】

地方公共団体が、その組織に属さない外部監査人と契約を締結し、監査を受ける制度。平成9年の地方自治法の一部改正により導入された。

【行政評価システム】

行政の政策、施策、事務事業について、一定の基準、指標をもって評価すること。成果を分析し、政策の質的向上や市民サービスの向上を図ることができる。

【協働】

同じ目的のために、協力してともに働くこと。地域社会における協働とは、住民、団体、企業、行政が、今まで以上に協力関係を強め、まちづくり等を進めること。

【高次都市機能】

教育、医療、福祉、文化、芸術、商業、業務等の分野で、専門性の高いサービスを提供する機能。具体的な施設は、高等教育機関、高度医療機関、劇場、百貨店など。

【コミュニティFM】

市町村など限られた地域を対象に、地域に密着した情報提供を目的としたFM放送。

■サ行

【三位一体改革】

地方財政の改革において「補助金の削減・地方交付税の改革・税源の移譲」を同時に進めようとする考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を、同時にめざすもの。

【スローライフ】

地元の食材と食文化を大事にする取り組みである「スローフード」の考え方に端を発し、自然尊重、本物志向で豊かな人生を目指す生活設計の考え方。

【製造品出荷額】

事業所が所有する原材料によって製造した製品の年間出荷額のこと。

■タ行

【地域公共施設間ネットワーク】

市民向けの情報の発信、市民からの意見・生活情報の受信を行うことができる情報提供ネットワークシステムのハード基盤として、また学校での情報教育の基盤として、市役所、小中学校、学習センター、中央図書館、地域学習センター等の間を結ぶ高速ネットワーク網。

【地域子育て支援センター】

子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等を行う、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設。エンゼルプランにより平成7年から事業が開始された少子化対策の一つで、各地域の保育所などが指定されている。

【地産地消】

地元でとれた生産物を地元で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

【地方分権】

権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。

【電子自治体】

インターネット等の情報通信技術を活用し、住民や事業者に対してより便利で質の高いサービスを提供する自治体。

【都市型サービス業】

情報、娯楽、文化などに関わり、都市部において集積が見られるサービス業。

【都市計画道路】

都市計画法において定められた道路であり、人と車の流れを円滑にし、都市の健全な発展と機能的な都市活動が促進される。

■ナ行

【ニュー・パブリック・マネジメント】

民間企業で活用されている経営理念や手法を、可能な限り公的部門へと適用することにより、公共部門のマネジメントの革新を図ろうとする新しい公共経営の総称。略してNPMともいう。

【農業集落排水施設】

農村の生活環境の快適性向上を目的とした、生活排水処理施設。

【農業算出額】

稲作、野菜栽培、畜産などの農業生産によって得

られた農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物を販売して得られた1年間の利益額のこと。

【ノーマライゼーション】

障がい者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。デンマークの知的障がい者福祉の取り組みから生まれた理念で、バンク＝ミケルセンが提唱。

■ハ行

【ハザードマップ】

地震・台風・火山噴火などにより発生が予想される災害現象の進路や範囲、時間などを地図に表したものの。災害予測地図。

【パブリックコメント制度】

市が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の原案を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

【バランスシート】

一定時点における財務状態（資産・負債・資本の状態）を表したもので、貸借対照表のこと。国や自治体の会計にバランスシートを導入して、過去からの財政運営の結果を把握する取り組みが進められている。

【パートナーシップ】

住民、企業、行政などが、それぞれの立場に応じた役割を分担し、友好的な協力関係を築くこと。

【PFI（ピーエフアイ）】

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略語。民間の資金、経営能力を活用して公共事業を進め、効率的な公共サービス提供を行う事業手法。

【放課後児童クラブ】

保護者が就労などのため、保育が困難になっている家庭の児童を対象に、指導員が保護者に代わり共に遊んだり、学んだりしながら児童の健全育成を図る施設。

【包括的地域ケアシステム】

治療、保健サービス（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを含有するもので、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療（ケア）を目指すシステム。地域とは単なる区域ではなく地域社会を指す。

【報徳】

「人間は勤労に励み、合理的に生産することによって、自然や先祖に報いなければならない」と説いた二宮尊徳の教え。報徳の思想を形成する三つの柱は勤労、分度（感謝）、推譲（奉仕）とされている。

■ヤ行

【ユニバーサル園芸】

心身の健康、心のゆとりや豊かさなどの生活の質の向上、人間的成長などの増進を目的に行われる農耕・園芸のことで、園芸福祉とも呼ばれる。静岡県では、ユニバーサルデザイン先進県を目指していることから、この園芸福祉をより親しみやすい名称として「ユニバーサル園芸」と呼んでいる。

【ユニバーサルデザイン】

高齢者や身体障がい者だけでなく、誰もが使いやすいものにしようとするデザイン。

【予防医学】

科学的な健康管理を行って病気の要因を取り除き、積極的に病気の予防を行うこと。

■ラ行

【ライフスタイル】

生活様式のことであり、近年個性に応じた生活様式が選択され、多様化が進んでいる。

新市建設計画策定の経緯

1. 新市建設計画策定小委員会

回	開催日	場所	主な内容
1	平成15年 6月14日	掛川市役所 会議室1	○正副委員長選出 ○1市2町の資源、特徴、課題等について
2	6月23日	1市2町管内	(タウンウォッチング) ○1市2町管内の主な施設を巡り、地域の課題及び資源を把握
3	7月7日	大東町役場 議会全員協議会室	○新市の資源、特徴、重要課題及び新市のあり方について
4	7月28日	大須賀町役場 南館第1研修室	○住民意向調査結果報告 ○重要課題の解決策及びまちづくりの骨子について
5	8月11日	掛川市役所 会議室1	○新市の将来像、基本目標及び新市の主要施策について
6	8月25日	大東町役場 議会全員協議会室	○新市の将来像、基本目標及び新市の主要施策について
7	9月22日	大須賀町役場 南館第1研修室	○新都市ビジョンの確認及び主要事業候補について
8	10月20日	掛川市役所 会議室1	○重点事業及び主要事業候補の検討について ○新市建設計画について
9	11月10日	大東町役場 議会全員協議会室	○新市建設計画(素案)及び主要事業の概要について
10	11月25日	大須賀町役場 南館第1研修室	○重点事業及び主要事業について
11	12月22日	掛川市役所 会議室1	○新都市ビジョン及び新市の施策に関する意見集計報告 ○主要事業及び財政計画について
12	平成16年 2月5日	大東町役場 議会全員協議会室	○新市建設計画(案)の最終確認について

2. 合併協議会等

年月日	内容
平成16年 2月17日	第10回協議会において新市建設計画(案)を報告
3月16日	第11回協議会において新市建設計画(案)を提案
4月20日	第12回協議会において新市建設計画(案)を協議、確認 同日付で県知事に正式協議
5月10日	県知事より新市建設計画(案)について異議のない旨の回答
5月18日	第13回協議会において新市建設計画を決定

委員名簿

1. 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

平成16年5月18日現在

区 分		氏 名	前任者氏名	市町名等	
会 長		榛村純一		掛 川 市	
委 員	1 号 委 員	副 会 長	大倉重信	大 東 町	
			伊藤徳之	大 須 賀 町	
		助 役	小松正明	掛 川 市	
			川口 功	大 東 町	
	水野幸雄		大 須 賀 町		
	2 号 委 員	議 会 選 出	山本義雄		掛 川 市
			菅沼茂雄	戸塚正義 (H15.5.19~H16.5.6)	掛 川 市
			大場鐵雄	樽松友則 (H15.5.19~H16.5.6)	掛 川 市
			石山信博		掛 川 市
			鳥井昌彦		大 東 町
			牧野勝彦		大 東 町
			鈴木治弘		大 東 町
			水野 薫		大 東 町
			半井 孝		大 須 賀 町
			河井 清		大 須 賀 町
			内藤澄夫		大 須 賀 町
	上野良治		大 須 賀 町		
	3 号 委 員	学 識 経 験 者	原田新二郎		掛 川 市
			田中鉄男		掛 川 市
中山富美江			滝沢恵子 (H15.5.19~H16.3.31)	掛 川 市	
戸塚誠夫				大 東 町	
松本恵次				大 東 町	
水野淳子				大 東 町	
増田正子				大 須 賀 町	
蒲原忠雄				大 須 賀 町	
中井明男				大 須 賀 町	
仲村吉広			鈴木正彦 (H15.5.19~H16.3.31)	静 岡 県	
鈴木孝治			菅沼信夫 (H15.5.19~H16.3.31)	静 岡 県	
小櫻義明		—			

2. 新市建設計画策定小委員会

平成16年2月5日現在

区分	氏名	市町名等
委員長	小 櫻 義 明	—
副委員長	川 口 功	大東町
委 員	小 松 正 明	掛川市
	水 野 幸 雄	大須賀町
	山 本 義 雄	掛川市
	鳥 井 昌 彦	大東町
	内 藤 澄 夫	大須賀町
	原 田 新 二 郎	掛川市
	田 中 鉄 男	掛川市
	滝 沢 恵 子	掛川市
	戸 塚 誠 夫	大東町
	松 本 恵 次	大東町
	水 野 淳 子	大東町
	増 田 正 子	大須賀町
	蒲 原 忠 雄	大須賀町
中 井 明 男	大須賀町	

議案第46号

掛川市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、掛川市道路線を次のとおり廃止する。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

市道廃止路線表

NO	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	292号線	千浜字前野8014	千浜字前野8571-10	

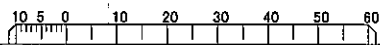
市道廃止路線図

292号線

○富士色素静岡工場



縮尺 1 : 1500



議案第47号

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

令和2年2月19日提出

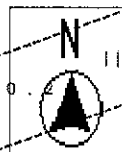
掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

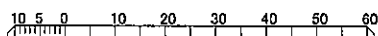
NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	鶺ノ瀬一丁田2号支線	下垂木字一丁田1850-13	下垂木字一丁田1850-16	
2	旧原谷小学校支線	本郷字東坪1410-23	本郷字東坪1408-7	
3	加島東2号南線	上西郷字加島448-4	上西郷字加島448-7	
4	戸塚初馬瓦ヶ谷支線	初馬字瓦ヶ谷311-17	初馬字瓦ヶ谷311-21	

市道認定路線図

鶉ノ瀬一丁目田2号支線

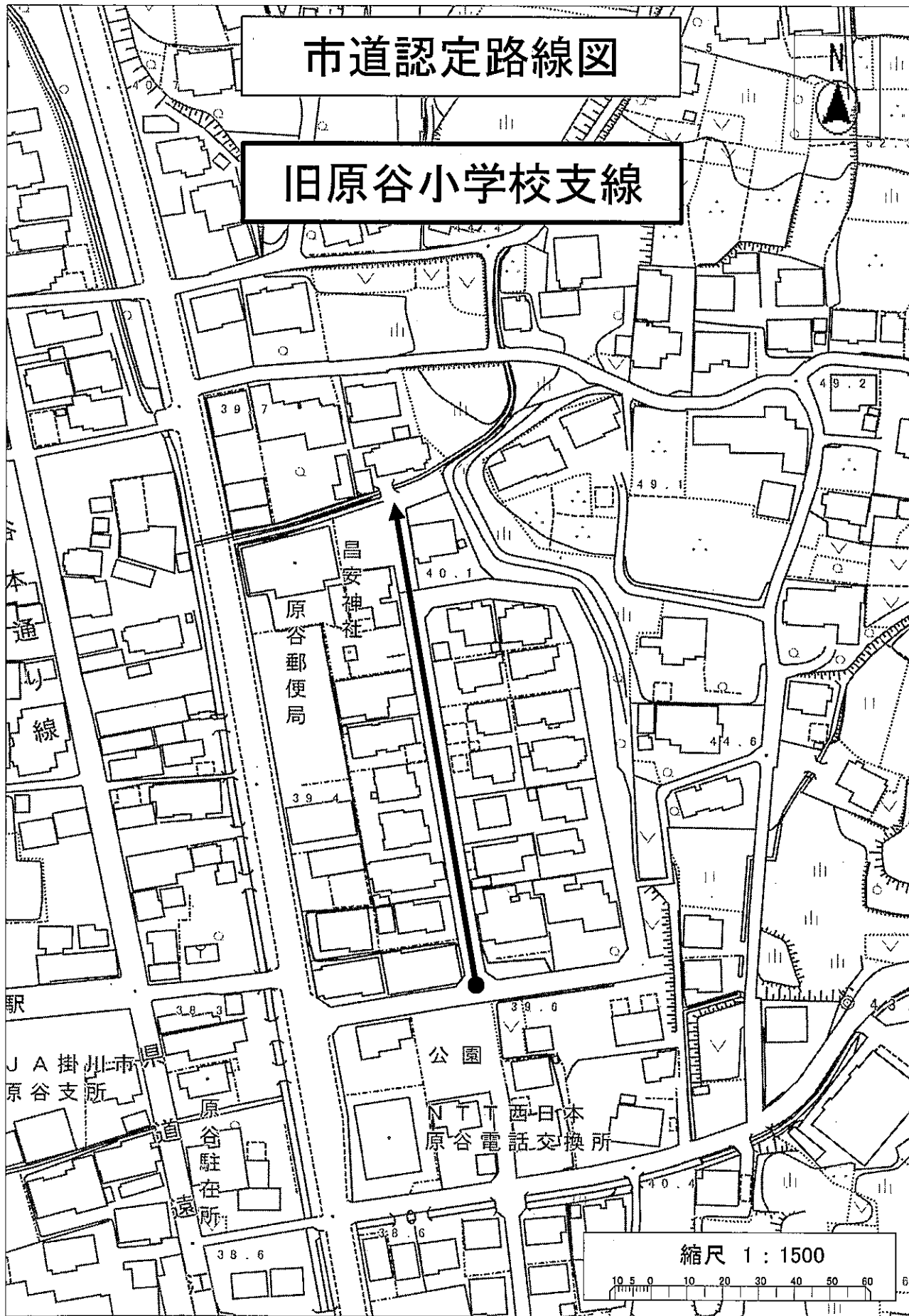


縮尺 1 : 1500



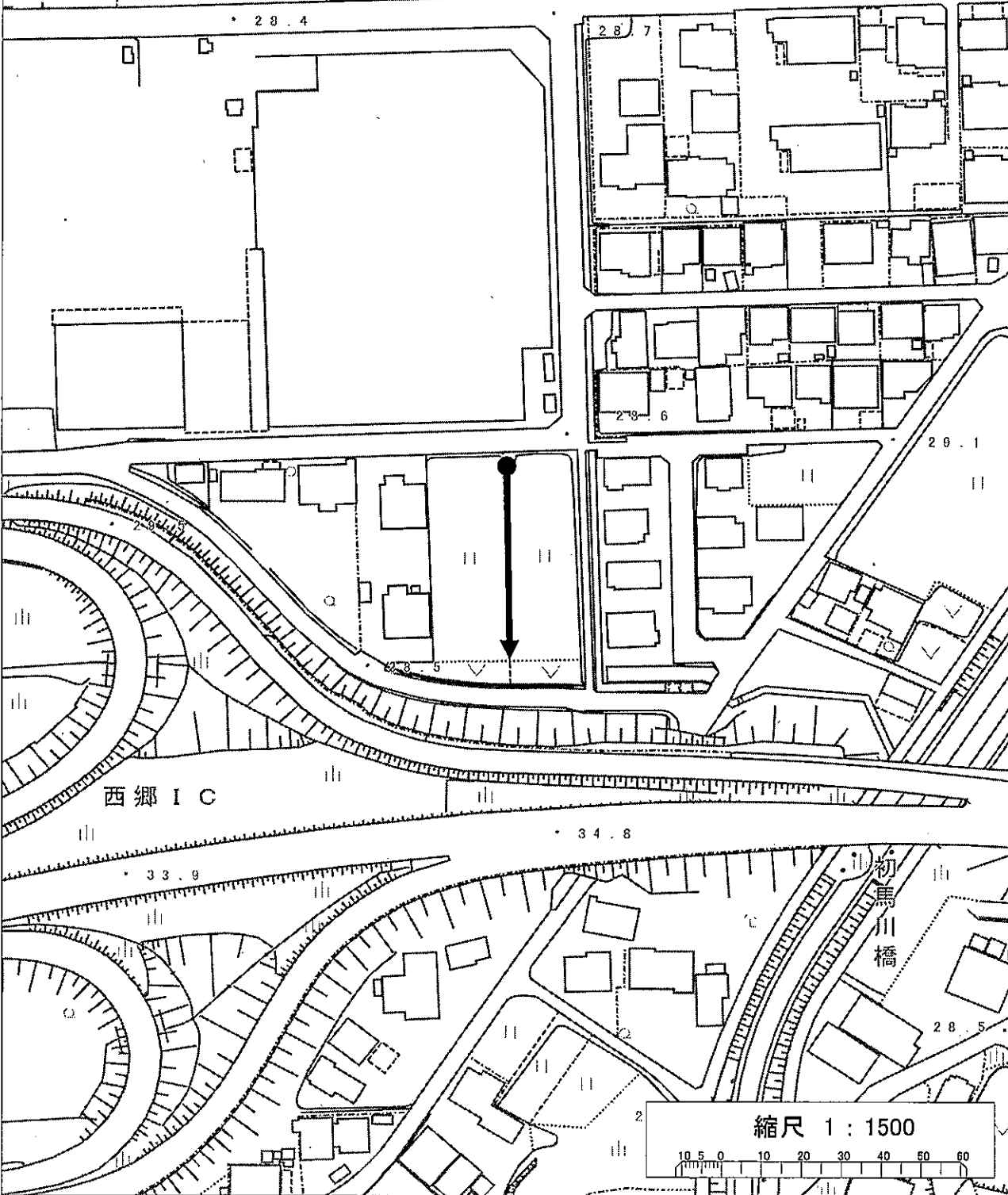
市道認定路線図

旧原谷小学校支線

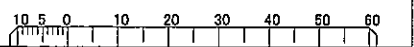


市道認定路線図

加島東2号南線

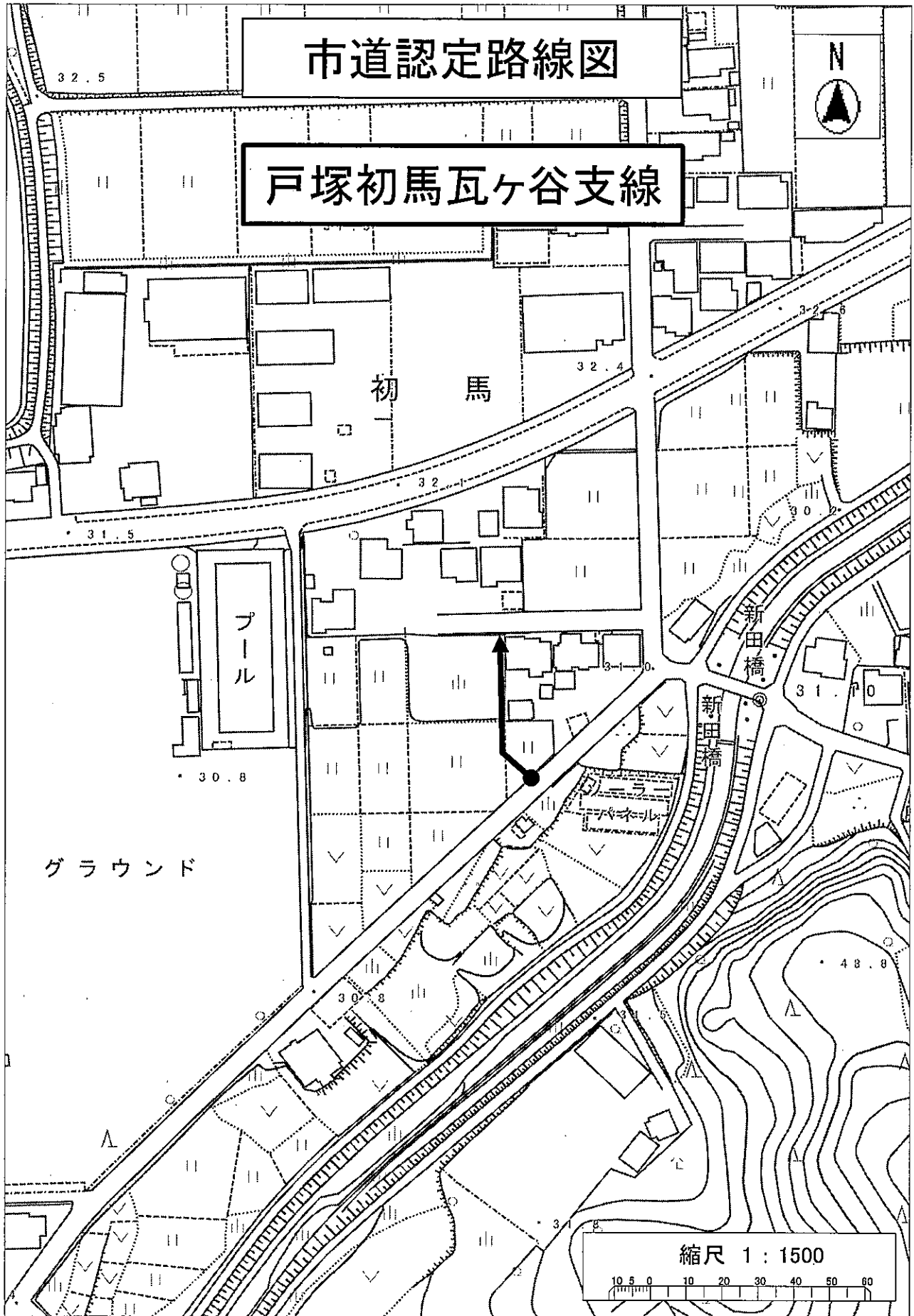


縮尺 1 : 1500



市道認定路線図

戸塚初馬瓦ヶ谷支線



縮尺 1 : 1500

10 5 0 10 20 30 40 50 60

議案第48号

掛川市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、掛川市道路線を次のとおり変更する。

令和2年2月19日提出

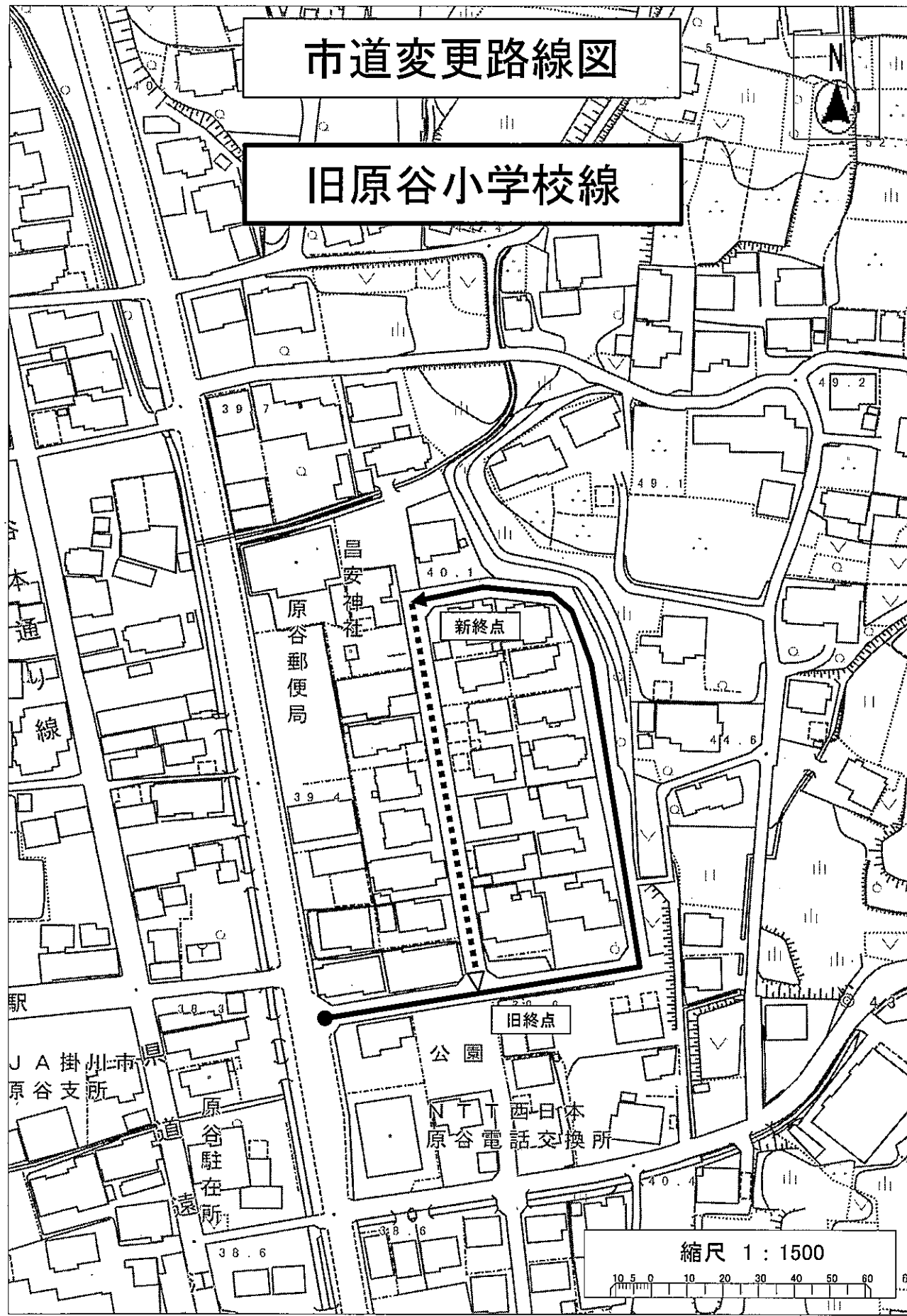
掛川市長 松井 三郎

市道変更路線表

NO	路線名		起 点		終 点		重要な経過地
1	旧	旧学校線	旧	本郷字東坪1410-26	旧	本郷字東坪1410-7	
	新	旧原谷小学校線	新	本郷字東坪1410-24	新	本郷字東坪1410-13	

市道変更路線図

旧原谷小学校線



議案第49号

市有地の処分について

次のとおり市有地を売却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

所在地番	地積及び地目	売却予定価格	契約の相手方
掛川市大坂4815番2 外189筆	76,251.00㎡ 宅地	1,717,000,000円	東京都千代田区麹町二丁目1番地 興国インテック株式会社 代表取締役 江野眞一郎

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市二の丸美術館）

掛川市二の丸美術館条例（平成17年掛川市条例第161号）第13条第2項の規定により、掛川市二の丸美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市二の丸美術館	掛川市大坂7373番地	公益財団法人掛川市生涯学習振興公社 理事長 杉浦靖彦	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第51号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ステンドグラス美術館）

掛川市ステンドグラス美術館条例（平成26年掛川市条例第41号）第16条第2項の規定により、掛川市ステンドグラス美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市ステンドグラス美術館	掛川市大坂7373番地	公益財団法人掛川市生涯学習振興公社 理事長 杉浦靖彦	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第52号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度掛川市一般会計補正予算（第4号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年度掛川市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井 三郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年度掛川市一般会計補正予算（第4号）について、次のとおり専決処分する。

令和2年1月6日

掛川市長 松 井 三 郎

令和元年度掛川市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度掛川市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,703,090千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸収入		千円 2,729,539	千円 886	千円 2,730,425
	4 雑入	1,301,606	886	1,302,492
歳入合計		49,702,204	886	49,703,090

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 5,026,275	千円 886	千円 5,027,161
	1 保健費	2,857,985	886	2,858,871
歳 出 合 計		49,702,204	886	49,703,090

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	21,022,348	42.3		21,022,348	42.3
2 地方譲与税	531,500	1.1		531,500	1.1
3 利子割交付金	26,000	0.1		26,000	0.1
4 配当割交付金	67,000	0.1		67,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	82,000	0.2		82,000	0.2
6 地方消費税交付金	2,207,000	4.4		2,207,000	4.4
7 ゴルフ場利用税交付金	66,000	0.1		66,000	0.1
8 自動車取得税交付金	100,000	0.2		100,000	0.2
9 環境性能割交付金	64,000	0.1		64,000	0.1
10 地方特例交付金	289,478	0.6		289,478	0.6
11 地方交付税	3,308,789	6.7		3,308,789	6.7
12 交通安全対策特別交付金	23,000	0.0		23,000	0.0
13 分担金及び負担金	355,228	0.7		355,228	0.7
14 使用料及び手数料	636,348	1.3		636,348	1.3
15 国庫支出金	6,287,104	12.6		6,287,104	12.6
16 県支出金	3,323,665	6.7		3,323,665	6.7
17 財産収入	102,566	0.2		102,566	0.2
18 寄附金	831,899	1.7		831,899	1.7
19 繰入金	1,568,615	3.2		1,568,615	3.2
20 繰越金	1,407,725	2.8		1,407,725	2.8
21 諸収入	2,729,539	5.5	886	2,730,425	5.5
22 市債	4,672,400	9.4		4,672,400	9.4
歳入合計	49,702,204	100.0	886	49,703,090	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	264,075	0.5%	
2 総務費	5,420,513	10.9	
3 民生費	15,500,556	31.2	
4 衛生費	5,026,275	10.1	886
5 労働費	1,410,575	2.8	
6 農林水産業費	1,367,725	2.8	
7 商工費	1,758,818	3.5	
8 土木費	6,100,016	12.3	
9 消防費	1,500,961	3.0	
10 教育費	5,495,264	11.1	
11 災害復旧費	423,287	0.9	
12 公債費	5,391,316	10.8	
13 予備費	42,823	0.1	
歳 出 合 計	49,702,204	100.0	886

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
264,075	0.5				
5,420,513	10.9				
15,500,556	31.2				
5,027,161	10.1			886	
1,410,575	2.8				
1,367,725	2.8				
1,758,818	3.5				
6,100,016	12.3				
1,500,961	3.0				
5,495,264	11.1				
423,287	0.9				
5,391,316	10.8				
42,823	0.1				
49,703,090	100.0			886	

2 歳 入

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
3 衛生費雑収入	補正前 156,680 補正額 886 計 157,566	4 地域医療対策費雑 入	886
計	補正前 1,301,606 補正額 886 計 1,302,492		

(単位：千円)

説 明	備 考
病院賠償責任保険金 追加	886

21款 諸収入

3 歳 出

4 款 衛生費

1 項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 地域医療対策費	補正前	その他	22 補償補填及び賠償 金	886
	451,771	886		
	補正額			
	886			
計				
452,657				
計	補正前	その他		
	2,857,985	886		
	補正額			
	886			
計				
2,858,871				

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 地域医療整備事業費 886</p> <p>(1) 病院事業清算事務費 886</p> <p>既決予算額 860 補正後予算額 1,746</p> <p>損害賠償金 886 (追加)</p>	

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて、次のとおり専決処分する。

令和2年1月6日

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市立総合病院において発生した医療過誤について、次のとおり損害賠償し、和解する。

賠償金額	885,135円
賠償・和解の相手方	森町在住 Aさん（女性） 50歳
和解事項	今後、本件について、裁判上、裁判外においても、一切の請求を行わない。
事件の概要	平成22年12月8日、掛川市立総合病院が行った医療行為により生じた損害の賠償を相手方が求めたものである。

